

7月企画運営委員会次第

日 時 平成 25 年 7 月 25 日(木)10:30～
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) かながわライフサポート事業について
 - (2) 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について
 - (3) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No13-04
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

<本日の今後の予定>

- 13:30～ 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会
ホテルキャメロットジャパン 5階 ジュビリーⅢ
- 17:30～ 同 情報交換・懇親会 同 ジュビリーⅠ

※8月企画運営委員会は休会です。

※9月企画運営委員会（予定）

平成 25 年 9 月 12 日(木)15:00～ 県社会福祉会館第2会議室

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会次第

日 時 平成25年7月25日(木) 13:30 ~

場 所 ホテル・キャメロット・ジャパン

5階 ジュビリーⅢ, I

1 開 会

2 主催者挨拶 一般社団法人神奈川県保育会理事長 萩原 敬三

3 出席者紹介

4 第1部 連絡協議会 (13:50 ~ 17:15)

議 題

「子ども・子育て支援新制度について」

○ 基調講演

「認定こども園制度が問いかけるもの～今求められる保育のあり方～」

講師 白梅学園大学 名誉教授 民秋 言氏

○ 質疑応答

○ 意見交換会

5 第2部 情報交換・懇親会 (17:30 ~ 19:30)

6 閉 会

No.	縣市町	所 属	氏 名	備 考
1	神奈川県	次世代育成課長	井上 従子	
2	神奈川県	次世代育成課 子ども・子育て支援制度準備グループ主事	宇出津 翔	
3	横須賀市	こども育成部保育課長	高木 厚	
4	鎌倉市	こどもみらい部保育課長	進藤 勝	
5	藤沢市	こども青少年部参事兼保育課長	和田 章義	
6	小田原市	子ども青少年部保育課長	北村 洋子	
7	茅ヶ崎市	こども育成部保育新制度準備担当課長	梅原 正史	
8	逗子市	福祉部保育課長	杉山 正彦	
9	秦野市	こども健康部参事兼保育課長	中谷 康	
10	厚木市	こども未来部保育課長	飯塚 尚	
11	大和市	こども部保育家庭課長	関 信夫	
12	伊勢原市	子ども部保育課長	齋藤 浩人	
13	伊勢原市	子ども部子ども子育て制度計画担当課長	大山 剛	
14	座間市	保健福祉部子育て支援課長	安藤 潔	
15	綾瀬市	健康こども部子育て支援課長	井川 真悟	

No.	地区	保育園名	氏名	備考
1	理事長	大原保育園	萩原敬三	
2	副理事長	長井婦人会保育園	宮田文乃	
3	副理事長	五反田保育園	伊澤昭治	
4	相談役	岩瀬保育園	富田英雄	
5	横須賀	長岡保育園	高木睦子	
6	横須賀	和順保育園	渡部俊賢	
7	横須賀	津久井保育園	和田淳子	
8	鎌倉	腰越保育園	杉山博子	
9	藤沢	辻堂保育園	佐藤孝子	
10	茅ヶ崎	中海岸保育園	岩澤貞之	
11	茅ヶ崎	小和田保育園	中荃ケイ子	
12	平塚	真土すばる保育園	真壁洋道	
13	平塚	夕陽ヶ丘保育園	府川和枝	
14	小田原	豊川保育園	山岡壽江	
15	秦野	やまゆり保育園	山本昇	
16	秦野	みどりこども園	大島比左美	
17	南足柄	華綾保育園	横山由美子	
18	中郡	国府保育園	日下部昌子	
19	足柄下郡	湯本保育園	土屋あつみ	
20	厚木	岡田保育園	藤田理恵	
21	厚木	玉川保育所	會田富美恵	
22	大和	緑野保育園	安藤らん子	
23	伊勢原	林台保育園	高橋仁史	
24	海老名	下今泉保育園	萩原小百合	
25	座間	座間保育園	渡邊迪子	
26	座間	栗原保育園	安斉和恵	
27	綾瀬	つぼみ保育園	三崎たずゑ	
28	綾瀬	綾南保育園	武藤初美	
29	愛川	春日台保育園	平川晴美	
30	保育士会	三和保育園	松本美津江	
31	保育士会	湘南台保育園	竹田幸恵	
32	保育士会	半原保育園	本間美帆	

県・市町担当課長／県保育会委員保育連絡協議会座席表

2013/7/25

(敬称略)

演 壇

○ 民秋先生

司会○岩澤

1 ○	井上課長	理事長	萩原	○	岩澤	○
2 ○	宇出津主事	副理事長	宮 田	○	土屋	○
3 ○	横須賀市	副理事長	伊澤	○	藤田	○
4 ○	鎌倉市	相談役	冨田	○	會田	○
5 ○	藤沢市		高木	○	安藤	○
6 ○	小田原市		渡部	○	高橋	○
7 ○	茅ヶ崎市		和田	○	萩原	○
8 ○	逗子市		杉山	○	渡邊	○
9 ○	秦野市		佐藤	○	安斉	○
10 ○	厚木市		中荃	○	三崎	○
11 ○	大和市		真壁	○	武藤	○
12 ○	伊勢原市		府川	○	平川	○
13 ○	伊勢原市		山岡	○	松本	○
14 ○	座間市		大島	○	竹田	○
15 ○	綾瀬市		横山	○	本間	○
			日下部	○	事務局	○
			山本	○	事務局	○

平成25年度
県・市町村連絡協議会

認定こども園制度が問いかけるもの

～今求められる保育のあり方～

白梅学園大学名誉教授 民秋 言 氏

平成25年7月25日(木)
ホテルキャメロットジャパン5F
主催 一般社団法人神奈川県保育会
横浜市神奈川区沢渡4-2
TEL045-311-8754

ある幼稚園の一日の流れ

時間	流れ	子どもの活動	保育者の活動
8:00			<ul style="list-style-type: none"> 出勤、職員会議 保育準備、環境構成
8:30 ～ 9:15	登園 自由遊び 片づけ	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ 身支度（着替え、シール貼りなど） 自由遊び 片づけ 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ 健康状態の確認 子どもの活動に合わせた援助
9:45	朝の会	<ul style="list-style-type: none"> 排泄、手洗い、うがい 歌をうたう 	<ul style="list-style-type: none"> 椅子を並べる 出欠確認 ピアノを弾く
10:00	主な活動（一斉活動） 自由遊び 片づけ	<ul style="list-style-type: none"> 製作、リズム、運動などの一斉活動 片づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 一斉活動の説明をする 子どもの活動に合わせた援助 活動がおわった子どもから遊ぶよう伝える 昼食準備、環境構成
11:45	昼食 片づけ 歯みがき	<ul style="list-style-type: none"> 排泄、手洗い、うがい 当番活動（テーブル拭きなど） 食事がおわった子どもから歯みがき 	<ul style="list-style-type: none"> 食事の様子に合わせた援助
12:30	自由遊び	<ul style="list-style-type: none"> 好きな遊びをする 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの活動に合わせた援助
13:20	片づけ 降園準備 帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> 片づけ 排泄、手洗い、うがい 活動着から園服などに着替え 絵本などを見る 友達や担任の保育者の話を聞く あいさつ 	<ul style="list-style-type: none"> 片づけの援助 準備の状態に合わせた援助 絵本の読み聞かせ 連絡事項を伝える 今日の出来事の振り返り 明日の予定を話す
14:00	降園	<ul style="list-style-type: none"> 降園する 預かり保育の子どもは室内遊び（お絵描き、ブロックなど）をして静かに待つ 片づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への引き渡し（担当者はバスに乗車） 預かり保育の子どもの遊びの様子を見守る
14:00 ～	預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> 預かり保育の子どもは保育室に移動 積み木やブロックなどで遊ぶ 順次降園 	<ul style="list-style-type: none"> 預かり保育の当番の保育者は子どもと一緒に保育室に移動 保育室や園庭、トイレなどの清掃 反省会 明日の準備 職員会議

幼稚園・保育所実習
ワークガイド、わかば社、2013

ある保育所の一日の流れ

時間	流れ	子どもの活動	保育者の活動
8:15	順次登園 (7:15～)	・朝保育	・出勤 ・保育準備、環境構成
8:30	当番引き継ぎ 通常保育開始 自由遊び	・保育室の移動 ・あいさつ、朝の支度 ・自由遊び ・片づけ	・当番引き継ぎ確認（連絡事項など） ・受け入れ ・健康状態の確認 ・あいさつ ・連絡帳確認 ・出欠確認（調理へ連絡） ・子どもの遊びに合わせた援助
9:30	朝の集まり	・排泄、手洗い、うがい ・今日の生活についての話を聞く	・排泄、手洗い、うがいの援助 ・今日の生活の説明
9:45	主な活動 自由遊び 片づけ	・今日の活動を行う（運動、散歩、 製作など） ・片づけ	・活動の説明をする ・活動に必要な環境構成 ・活動に対する援助 ・片づけの援助 ・食事の環境構成
11:45	昼食 うがい	・排泄、手洗い、うがい ・昼食準備 ・食事 ・食後のうがい	・排泄、手洗い、うがいの援助 ・食事の配膳 ・メニューの読みあげ ・食事の援助 ・食事の片づけの援助
12:10	着替え 排泄 自由遊び	・着替え ・排泄 ・食後の静かな遊び ・片づけ	・着替えの援助 ・排泄の援助 ・食後の遊びの設定 ・交代で休憩時間 ・片づけの援助
12:50	午睡	・紙芝居など見る ・排泄 ・ホールに移動 ・布団で眠る	・紙芝居など演じる ・排泄の援助 ・子どもと一緒にホールに移動 ・入眠できるように援助
13:30			・連絡帳、日誌の記入 ・職員会議など ・午睡時のチェック ・教材準備
15:00	目覚め	・起床 ・排泄	・起床、布団の片づけの援助 ・排泄の援助
15:15	おやつ	・おやつ準備 ・おやつ ・おやつ後のうがい	・おやつの配膳 ・メニューの読みあげ ・おやつの援助 ・おやつの片づけの援助
15:40	帰りの支度 帰りの集まり 自由遊び	・帰りの支度 ・配布物の確認 ・明日の生活について ・自由遊び	・帰りの支度の援助 ・配布物の説明 ・明日の活動などの説明 ・子どもの遊びに合わせた援助
16:00	順次降園	・迎えにきた子どもから降園 ・排泄	・保護者へ連絡事項の伝達 ・あいさつ ・排泄の援助
16:50	当番引き継ぎ 夕方保育開始 自由遊び 順次降園（～18:15）	・夕方保育の保育室に移動 ・夕方保育 ・自由遊び	・夕方保育の保育室に子どもと一緒に 移動 ・当番引き継ぎ確認（連絡事項など） ・保育室整備 ・教材準備

※時間・生活はあくまでも参考例になります。各幼稚園・保育所・各年齢によって異なりますので、オリエンテーション等の際に実習園の一日の流れやデイリープログラムなどを確認してください。

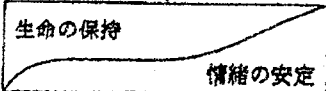
保育指針に みる項目	保育所における保育の内容				
目的*	保育（健全な心身の育ち）				
目標	[] [] [] [] []				育ち（発達）
ねらい	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">心情・意欲・態度</div> [] [] [] [] []				
内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 教育 ┆ 支援 </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">健康</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人間関係</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">言葉</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">表現</div> </div>	(活動や体験) (そのための援助)		
	(二) 体		<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">子どもの生活や遊び</div>		(相互的な関連)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 生命の保持  情緒の安定 </div>		(基礎的な支え)		

図3 保育所における保育の内容

※児童福祉法第39条

保育所児童保育要録

【様式の参考例】

ふりがな		性別		就学先	
氏名				生年月日	平成 年 月 日生
保育所名及び住所	(保育所名)	(住所) 〒	-		
保育期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (年 か月)				
子どもの育ちに関わる事項					
養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項			(子どもの健康状態等)		
項目	教育(発達援助)に関わる事項				
健康	・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。				
	・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。				
	・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。				
人間関係	・生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。				
	・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。				
	・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。				
環境	・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。				
	・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。				
	・身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。				
言葉	・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。				
	・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。				
	・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。				
表現	・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな表現を持つ。				
	・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。				
	・生活の中でイメージを豊かにし、さまざまな表現を楽しむ。				
施設長名			(印)	担当保育士名	(印)

- ※「子どもの育ちに関わる事項」は子どもの育ってきた過程を踏まえ、その全体像を捉えて総合的に記載すること。
- ※「養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項」は、子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について記載すること。また、子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載すること。
- ※「教育に関わる事項」は、子どもの保育を振り返り、保育士の発達援助の視点等を踏まえた上で、主に最終年度(5、6歳)における子どもの心情・意欲・態度等について記載すること。
- ※子どもの最善の利益を踏まえ、個人情報保護に留意し、適切に取り扱うこと。

(4)

育ちをつなげる

— 保小連携のポイント —

1. 保育指針、小学校指導要領 共に「発達連続性」を強調
2. 何を、どう育てるかなど 3つの作業課題を確認
3. 教育や生活、生きる力の基礎を5目標で具体化
4. 心情、意欲、態度を5領域ごと15項目でとらえる
5. 保育所での育ちは「できる」「できない」の次元ではない
6. 「養護」と「教育」の意味を伝える
7. 接点としての「生きる力」 保育における心情・意欲・態度
8. 一人一人の子どもの育ちを「待つ」

日本教育新聞

平成21（2009）年3月9日～6月22日

民秋 言
(白梅学園大学)

育ちをつなげる

保小連携のポイント



白梅学園大学

民秋 言教授



「私たちは、みっちゃんを」

をこれまで育てました。後、このたび、保育指針は、よりしくお願ひしま「小学校との連携」です。今次の保育所保育指針(以下、保育指針)の改定は、いろいろな課題を問

い掛けてきているが、とり違の連続性を踏まえ、保育指針(以下、保育指針)の改定は、いろいろな課題を問

私たちが保育

所は、みっちゃんを6年間

預かり、保育

し、育ててき

た。みっちゃんだけではない。あやちゃんもめいちゃんも、じょう君もつとる君も、多くの子どもをそれぞれ育ててきて、4月には小学校に入学する。

言うまでもなく、保育所6年の生活だけではなく、育つわけではない。私たちが担ったその子のこれから、育ちを小学校の先生に託すのである。小学校はまじりに中学へ、そして高校へと順に託して行くのである

小学校へ送付される「資料」は「保育所児童保育要録」(以下、「保育要録」と呼ばれる。みっちゃんはじめ一人一人の子どものついで、「保育要録」に「これまで育てました」とその子の育ち(発達)を記載するのである。

小学校に「後はよろしくお願ひします」とその子の育ちを託し、受け止めてもらう体制は、今次告示の小学校学習指導要領に保育所との連携が、新たに盛り込まれたことによっても理解できよう。

保育指針、小学校指導要領 共に「発達の連続性」を強調

新たに盛り込まれたことによっても理解できよう。

こうした連携は、保育指針に見る「発達の連続性」を基本的視点(キーワード)とするものである。保育所での育ちは、小学校での育ちに継続して行く(つながる)ものである。



保育指針改定に関する検討会委員を務めた民秋言・白梅学園大学教授が、保小連携のポイントをまとめて解説します。

(3) <

(次回は23日付)

育ちをつなげる

保小連携のポイント

△2▽



白梅学園大学

民秋 言教授

「私たちは、あやちゃん」とである。

をこれまで育てました。あ 現行指針(平成11年改訂)と対し、より広くお願ひして、小学校との「関係」です。保育所は、この趣旨とされているものが、「連携」のもと「保育所児童保育要領」とされた。保育所と小園(改定指針にいう「質」学校との在り方を、子ども料)、以下「保育要領」の育ちという面から、そのを小学校に送付することに密なものとするだけでなく、一人一人の子どもへ有機的につながりを「保育所での育ち(発達)と、それを受けての小学校からの可能性」について書くものがある。層強めていこうとするもの

何を、どう育てるかなど 3つの作業課題を確認

「発達の連続性」を基本視点として、「子どもの育ちを支える」という性格を持つものがある。保育所が小学校と「連携」をすすめる際、保育要領を「保育要領」を「連携」が課題となる。保育所でも何を育ててから始めよう。「連携」の目的(目標)を同じくするものが、それぞれの立場でそれぞれの役割を果たすという目的は何かである。

「発達の連続性」「育ちを支える」という視点からいうと、第一に取り組むべき作業課題である。この育ちを記載する「保育要領」については、厚生労働省保育課が「様式の参考例」として解説書に示しているが、具体的には各市町村が定めるものである。指針が求める「連携」は、このほか、保育所と小学校職員や子どもとの「交流」や情報交換・相互理解を図ることである。保育所の子どもが小学校での生活に期待を抱けるよう交流の体験を、職員も小学校の教育について理解に努め、連携のための接点を確認することである。

(次回は4月12日付)

育ちをつなげる

保小連携のポイント

△3▽



白梅学園大学

民秋 言 教授

育ちを説明する

(上)

「私たちは幼稚園をこまめに育ちました。あとは幼稚園へお預けします。」

幼稚園の目的を「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」としている。園心を育く、それらに対する豊かな心や思考力の芽生えを培うこと。

感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立および協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(3) 生命、自然および社会の事象についての興味や関心を育く、それらに対する豊かな心や思考力の芽生えを培うこと。

(4) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとする態度を育くこと。

「育ち」を小学校教育へつなげていくためには、まずその確認をしておくべきだ。

また、教育基本法でも「幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うこと」とある。

言葉の豊かな表現力を育み、創造性を育くこと。

教育や生活、生きる力の基礎を5目標で具体化

「育ち」を小学校教育へつなげていくためには、まずその確認をしておくべきだ。

重要なもの」と明言している。

感性や表現力を育み、創造性を育くこと。

保育指針は保育の目的を次の5つに示している。

保育の目的が、これからの教育や生活の基礎、生きる力の基礎を培うこととされている。

保育指針は「育ち」を5つの領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に分けて示している。

▽健全な心身の発達▽生涯にわたる人間形成の基礎▽現在を最も長く生き、豊かしい未来をつくり出す力の基礎▽生涯にわたる生きる力の基礎▽その後の生活や学びの基礎

は次の5つの目標を掲げている。

保育指針は「育ち」を5つの領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に分けて示している。

▽健全な心身の発達▽生涯にわたる人間形成の基礎▽現在を最も長く生き、豊かしい未来をつくり出す力の基礎▽生涯にわたる生きる力の基礎▽その後の生活や学びの基礎

は次の5つの目標を掲げている。

保育指針は「育ち」を5つの領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に分けて示している。

ちなみに、学校教育法で

で、人に対する愛情と信頼

(2) 人とのかわりの中

(次回4月27日付)

育ちをつなげる

保小連携のポイント

4



白梅学園大学

民秋 言教授

育ちを説明する

(中)

「私たちがほんまに育ちを育ててきた育ちを育てました。あとほ

うしてお願い致します。」

今次改定の保育所保育指針 述べた。ついにながら幼稚園

は小学校との連携として、園教育についても、目標と

子どもの育ち(発達)を記して、保育内容の領域に沿

述する「資料」

を小学校に送

付するよう示

した。では

この「資料」

には、子どもの育ちを育て

ように記載すればよいが。

第23条に示されているが、

今まで述べてきたものは抽

象的であった。一人一人の

子どもの育ちを育てるた

めには、できるだけ具体性

のある枠組みが用意されな

ければならぬ。

保育指針は、子どもの育

ちを育てる

【A】目的は、児童福祉

法第39条の「子どもの保育

の事項を示したものであ

る」(第3章 保育の内容)

と明言されている。

「ねじり」第3章 保

する「を育てている。こ

に言う「保育する」とは

「心身ともに健やかに育

る」の意である。

この【A】を具体化した

【B】目標については前回

述べた。ついにながら幼稚園

園教育についても、目標と

子どもの発達(発達)を記して、

保育内容の領域に沿

って、環境に働

きかけ、環境

との相互作用

を通して、豊

かな心情、意

欲及び態度を身に付け、新

たな能力を獲得していく過

程である(第2章 子ども

の発達)。

【A】から【B】に具体

化された子どもの育ちを

育てる【C】ねじりとして

【D】ねじりとして

【E】ねじりとして

【F】ねじりとして

【G】ねじりとして

【H】ねじりとして

【第3章 保育の内容】

と明言されている。

「ねじり」第3章 保

育の内容として扱われるの

もので【A】から【B】、

【C】から【D】、【E】から

【F】、【G】から【H】、

【I】から【J】、【K】から

【L】、【M】から【N】、

【O】から【P】、【Q】から

【R】、【S】から【T】、

【U】から【V】、【W】から

【X】、【Y】から【Z】、

【AA】から【AB】、【AC】

から【AD】、【AE】から

【AF】、【AG】から【AH】、

【AI】から【AJ】、【AK】

から【AL】、【AM】から

【AN】、【AO】から【AP】、

【AQ】から【AR】、【AS】

から【AT】、【AU】から

【AV】、【AW】から【AX】、

【AY】から【AZ】、【BA】

から【BB】、【BC】から

【BD】、【BE】から【BF】、

【BG】から【BH】、【BI】

から【BJ】、【BK】から

【BL】、【BM】から【BN】、

【BO】から【BP】、【BQ】

から【BR】、【BS】から

【BT】、【BU】から【BV】、

【BW】から【BX】、【BY】

から【BZ】、【CA】から

【CB】、【CC】から【CD】、

(次回は5月11日付)

育ちをつなげる 保小連携のポイント

△5▽



白梅学園大学
民秋 言 教授

育ちを説明する

(下)

や意志、心構えを表すための振る舞いなどである。これらのを保育内容領域が

「私たちがかなでちゃんをこまめに育てました。あとはお願ひします。」「発達性の連続性」の「健康」身近な環境に自分か

考え方がもう一つある。それは「発達過程区分」である。保育生活の年間の育ちのプロセスを「発達過程」と書き、そのうちの「区分」をひいてみる。それは、
 (一) おおむねのカ月未満
 (二) おおむねのカ月から1歳3カ月未満
 (三) おおむね1歳3カ月から2歳未満
 (四) おおむね2歳
 (五) おおむね2歳から4歳
 (六) おおむね4歳から5歳
 (七) おおむね5歳から6歳未満
 (八) おおむね6歳以上

保育所での育ちは「できない」「できない」の次元ではない

ただ、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達水準ではなく、一人一人の子どもの発達過程としてとらえるべきものである。

保育所での具体的な育ちは、心情・意欲・態度の獲得である。

活に取り入れようとする「環境」。「社会生活における基本習慣や態度を身に付ける」(人間関係)。

心情は、心の中の思いや気持ち、自分なりの判断、また相手の存在に気はくなど、の心持ちである。また、意欲は、積極的に何かをしようと願う気持ちであり、前向きに取り組む姿勢を示している。そして態度は、外からの刺激に対し自分なりに事に処す行動や、表情

保育の育ちには、基本的な概念は不可分のものと言え

(次回)5月25日(木)

育ちをつなげる

保小連携の ポイント



白梅学園大学

民秋 言教授

保育ではあくまで、一人一人の子どもの健やかな育ちを図ることを目的としている。

△8▽

「私たちはおみやぎ君を育てることに注目しよう。確かに育ててあげました。あとは保育所保育は集団を前提と大きくお願ひします」
保育所で育てた子どもを小学校へ送るに当たり、その「連携」のポイントを7人の子どもを育てるための回にわたって書いてきた。手袋を言っけい。保育所筆者は次のように無点を「育ち(発達)」のところが「一人一人の子どもの育ちを待つ」

一人一人の子どもの育ちを「待つ」

のである。在籍する子どもがすべて同じペースで育つことはない。

「1つは、保育所保育で子どもに育てるもの、2つはそれが小学校からの教育につながるという観点から、その育ちを待つ」ということが、保育所保育の指針である。保育指針では、保育所在籍の6年間にわたる発達過程を、おおむね6カ月未満の発達段階に分けて、それぞれに育ちの内容を示している。一人一人の育ちをしっかりと見つけて、「保育所児童保育要録」に記入し、小学校に届けたいものである。

(終りの)



「育ち（発達）の連続性」に注目する ：改定保育所保育指針が問うものとして

白梅学園大学教授 民秋言

1 「小学校との連携」について

今次改定の保育所保育指針（以下、改定保育指針）は、私たちに多くの問いかけをしているが、私は、この稿では、「育ち（発達）の連続性」について考えてみたい。具体的には、「第四章 保育の計画及び評価 1 保育の計画 (3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項 エ 小学校との連携」として取りあげられているものについての検討である。

小学校との連携は、現保育指針においても「小学校との関係」（第十一章 保育の計画作成上の留意事項）としてすでに扱われているが、改定保育指針では、次のように提示されている。

(ア) 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。

(イ) 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるた

めの資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

(ア)については、従来から各保育園において、それぞれの取り組みが図られてきている。もちろん、これらの取り組みは、連携として必要な作業であり、今後ますます内容を充実させていくべきものである。

ただ、筆者が、今次改定の保育指針で注目したいのは、二番目の(イ)である。すなわち、保育園児の「就学に際し」「子どもの育ちを支えるための資料」を「保育所から小学校へ送付」する、これを遵守事項として取りあげていることである（なお、周知のとおり、改定保育指針は告示化されたとはいえ、その内容は、①遵守事項、②配慮（努力）事項、③一般的原理原則の三つのレベルで示されている。さきの(ア)は、②配慮事項。

2 子どもを「育ちを支える」について

さて、筆者があえてこの項目をとりあげ議論したいと思ったのは、「育ちを支えるための資料」が「小学校へ送付」されることが保育園に義務付けられたこと、そのものではない。問題は、その「資料」

に何を記述するかの検討である。

子どもの「育ちを支える」「支えてきたではない」ための「資料」についての考察である(傍点筆者)。すなわち、ここでの課題は、保育園に六年間託されて保育をして、子どもをどのように育てたのか、発達がどのようにはかられたのか、の検討である。

この「資料」をつくるためには、したがって保育園における子どもの育ち(発達)とは何かの確かな認識が必要となる。それだけではない。それが、これからの(小学校からの)発達を「支える」ための発達についての認識でなければならぬ。そして、私たちが保育を託された一人ひとりの子どもをそれではなければならぬ。

3 「育ち(発達)の連続性」という視点

今、考えたいのは、こうした育ち(発達)が小学校から以降の生活や学びにつながっていく、つまり、「育ち(発達)の連続性」という視点である。この視点から見ると、私たちは、「保育所保育」で子どもに育てるものは何かを確認する必要がある。

改定保育指針からひろってみると、次の四点が総論的なものとしてあげることができる。

- 1 健全な心身の発達を図る。
- 2 子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。
- 3 生涯にわたる生きる力の基礎が培われる。
- 4 その後の生活や学びの基礎になる。

これら四点をより具体的に示すと、次の五点になる(第1章総

則 3 保育の原理 (1) 保育の目標)。

1 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

2 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

3 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。

4 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。

5 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

こうした育ち(発達)を、私たちは保育園において、養護と教育が一体となった保育をすすめることにより、はかるのである。養護すなわち生命の保持と情緒の安定を基礎として、それが支えとなって子どもたちは、さまざまな活動や体験を展開する、そのための援助すなわち教育が、一体的にすすめられていく。

この結果としての子どもの育ち(発達)を見る枠(窓口)が五領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)である。したがって、さきにあげた五つの目標も、五領域ごとに見た子どもの育ち(発達)を示している。

そして、「保育所保育」は、一人ひとりの子どもを育てることが必須の条件であることを忘れてはならない。

4 小学校との連携の課題の中で

では、このような方法のもとでの子どもの育ち(発達)がどうし

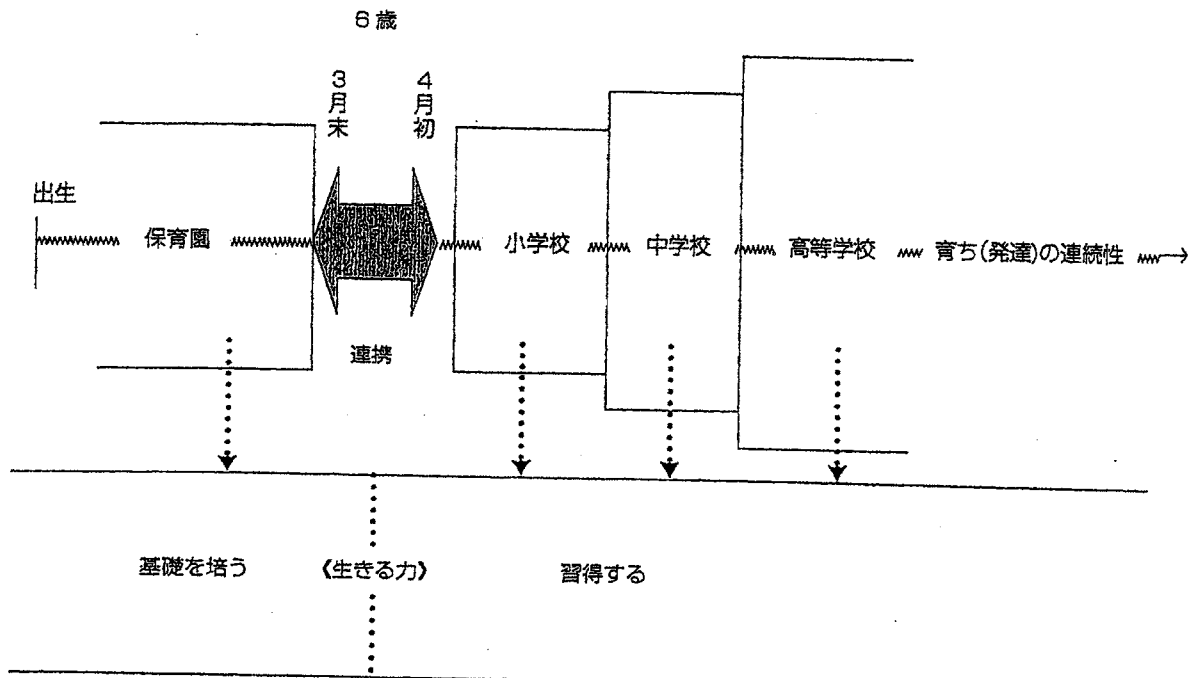


図1 保育園と小学校との連携・模式図—育ち(発達)の連続性に注目して

第34回保育総合研修会
開催のご案内

すべての子どもたちの
健やかな育ちを求めて
今大切にしたいもの

期日 2009年2月4日(水)～6日(金)

会場 神戸市「クラウンプラザ神戸」
(旧 新神戸オリエンタルホテル)

募集 600名

記念講演 思春期の問題行動からみる
幼児期の大切さ

佐々木光郎 ● 静岡英和学院大学教授

* 詳細は、本誌11月号に挟み込み予定の開催要綱をご覧ください。

て、小学校からの生活や学びの基礎となるのか。そして、小学校との連携という課題のもとでの「育ち(発達)の連続性」は、どこに見出しているのか。

中央教育審議会の答申「二十一世紀を展望した教育の在り方について」(平成8年)によれば、「ゆとり」の中で、子どもたちに「生きる力」を育んでいくことが基本である」と、「今後における教育の在り方」を規定している。ここにいう「生きる力」とは、要約すれば、次の三点から説明できよう。

(1) 基礎的な知識、技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応する力。

(2) 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。

(3) たくましく生きるための健康や体力。これらは、前記の資質や能力などを支える基盤として不可欠である。

このように、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力などのバランスが保たれることよって身に付けられる「生きる力」こそが、学校教育において欠かせないものである。

そして、今次改定の学習指導要領においても、「生きる力」をよりいっそう「育むこと」を目標とするとしている。小学校においては、国語、算数、社会、理科といった教科や学級活動、行事などを通して「生きる力」を「育む」のである。

5 「生きる力」を「連携」の目標・接点に

このように見てくると、保育園が小学校と「連携」する、というとき、そこには接点が必要にならない。「連携」とは、「目標を同じくするものがそれぞれの立場でそれぞれの役割を果たしつつ、共通の目標達成に努めること」と定義すれば、保育園と小学校との連携にも「目標を同じくする」という接点が必要である。私は、この目標・接点として「生きる力」をあげることができると考えている。さきに見た保育園における育ち（発達）は、「生涯にわたる生きる力の基礎」・「その後の生活や学びの基礎」を培うことである。したがって、「ここに、「生きる力」が連携のための共通項・接点となっている」といって差し支えないだろう。

また、前述の「保育所保育」の五つの目標は、「生きる力」の内容と近似している点にも注目すべきである。

五つの目標は、まさに「生きる力」の「基礎」そのものとしても差し支えない。

6 私たちの「社会的責務」とは

改定保育指針で、私たちは「資料」を「小学校に送付」するよう義務付けられた。いつ、どのような形式のもとに送付するのか、「市町村の支援」は具体的にどのようなものか、など、課題は数多あるが、まず第一になすべきことは、「子どもの育ち（発達）」を確かな視点でとらえることである。そして、その「育ち（発達）」が小学校の教育と有機的につながるものとして、私たち自身が理解できていなければならないことである。

私たちは、「養護と教育が一体となった保育」によって、五領域に見るような活動体験を通して、具体的には、五つの目標に見るものを保育での育ち（発達）としている」ということを、小学校に自信をもって伝えていかねばならない。小学校の教育のねらいも、つまり「生きる力」の習得であるとすれば、私たちはその「基礎を培う」ことを社会的役割としている。

私たちは、「一人ひとりの子どもは」「このように育っています、あとはよろしく」というのを伝えることこそ「連携」である。そして、小学校の先生に理解されるよう、説明することこそ「社会的責務」である。

私たちが、責任をもつべき子どもの育ち（発達）をじっくりと考えるのに、「小学校との連携」というテーマは、絶好のチャンスである。

子ども・子育て関連3法について

平成25年6月

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

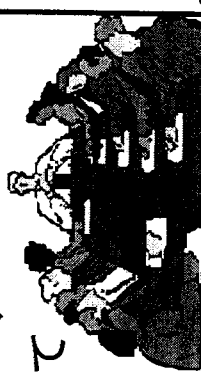
- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



子ども・子育て支援法

～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保

【類型】

幼保連携型
(486件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園型
(273件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

保育所型
(122件)

※設置主体制限なし

地方裁量型
(30件)

※設置主体制限なし
(認定こども園の合計件数は911件(平成24年4月時点))

《現行制度》

幼稚園
(学校)

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

幼稚園
(学校)

保育所機能

保育所
(児童福祉施設)

幼稚園機能
+
保育所機能

《改正後》

幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

○ 施設体系は、現行どおり

○ 財政措置は「施設型給付」で一本化

新たな幼保連携型認定こども園

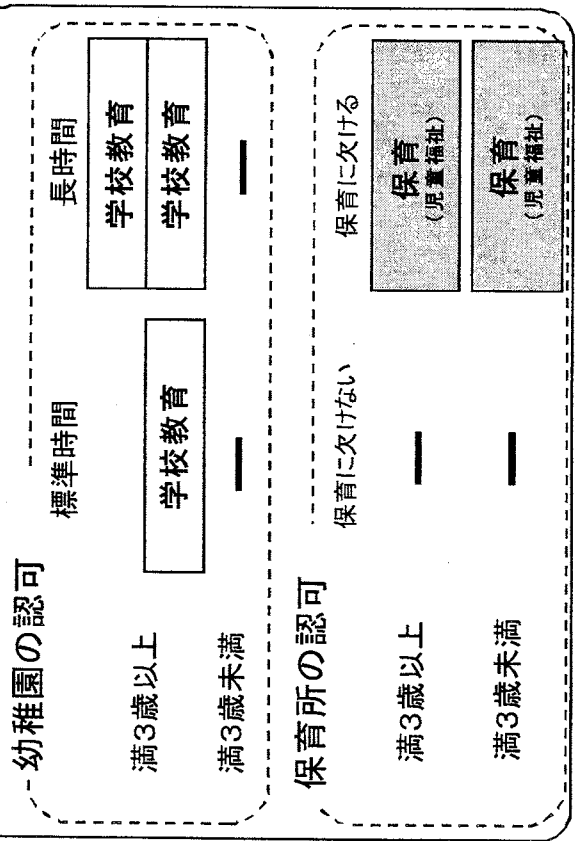
- **学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。**
 - ※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。
 - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。
 - イ 保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - エ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - ※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。
- **学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。**

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

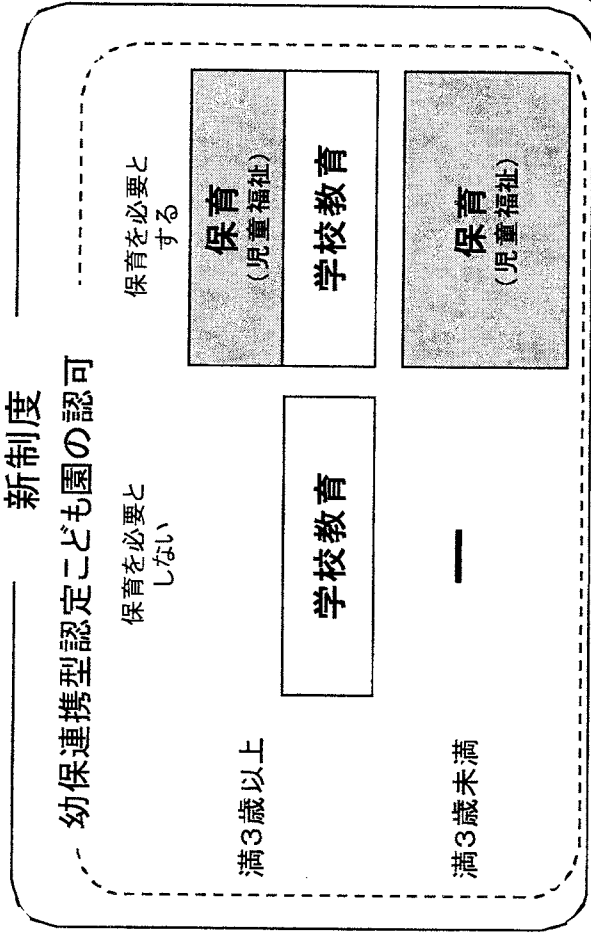
- **幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけけない。）**

現行制度



新制度

幼保連携型認定こども園の認可



新たな幼保連携型認定こども園の制度的制度設計について

	新たな幼保連携型認定こども園の制度的制度設計について
設置主体	<p>国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人</p> <p>※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり</p>
認可主体等	<p>都道府県知事（公立）届出（私立）認可</p> <p>※大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲（認可をする場合、市長はあらかじめ都道府県知事と協議）</p> <p>※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行うものとする。</p>
監督	<p>立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し</p>
審議会の意見聴取	<p>（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取</p> <p>（私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取</p>
所管・教育委員会の関与	<p>公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管</p> <p>（公立）長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与</p> <p>（公立・私立）長は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる</p>
教育・保育内容の基準	<p>「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」を定める。</p>
設置基準	<p>現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。</p> <p>※学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。</p> <p>※職員配置基準（学級編制基準）の引き上げ等を検討</p>
配置職員	<p>園長、保育教諭 ※、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置</p> <p>副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置</p> <p>※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。</p>
公立の職員の身分	<p>（公立）基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い</p>

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について(続き)	
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外に関わらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

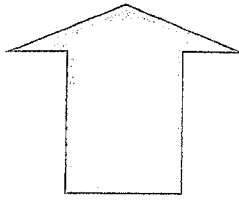
(主な経過措置等)

- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。

現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較(私立の場合)

<現行制度>

現行の幼保連携型 認定こども園	
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法
設置 主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 (当分の間、学校法人以外の者が幼稚園を設置できる。(学校教育法附則第6条)) 【保育所】設置主体制限なし ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可 権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 【認定こども園】認定権者：都道府県知事(又は教育委員会)
指導 監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、 事業停止命令、認可の取消し 【認定こども園】認定の取消し
教育・保 育内容	【幼稚園部分】幼稚園教育要領 【保育所部分】保育所保育指針
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準
財政 措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県) 幼稚園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)
利用者 負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)



<新制度>

新たな幼保連携型 認定こども園	
認定こども園法	
国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 (既存の附則6条園の設置者について、経過措置あり)	
※幼稚園・保育所からの移行は任意。	
都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲	
立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し	
幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)	
幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準	
施設型給付(市町村)が基本	
市町村が設定(応能負担) ※一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能	

(参考)改正後の認定こども園法

第2条

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもへの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

(教育及び保育の目標)

- 第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項において同じ。)としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。
- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
 - 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
 - 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
 - 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
 - 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
 - 六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

(教育及び保育の内容)

- 第10条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第2条第7項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。
- 2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第45条第2項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準(同項第3号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。)との整合性の確保並びに小学校(学校教育法第1条に規定する小学校をいう。)における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
 - 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。
- (主務大臣等)
- 第36条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とする。
- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

現行の認定こども園制度について

(参考)

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

- 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを都道府県が認定
 - ①教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
 - ②地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の種類

施設型保育型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

施設型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れられるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

施設設置型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成25年4月1日現在))

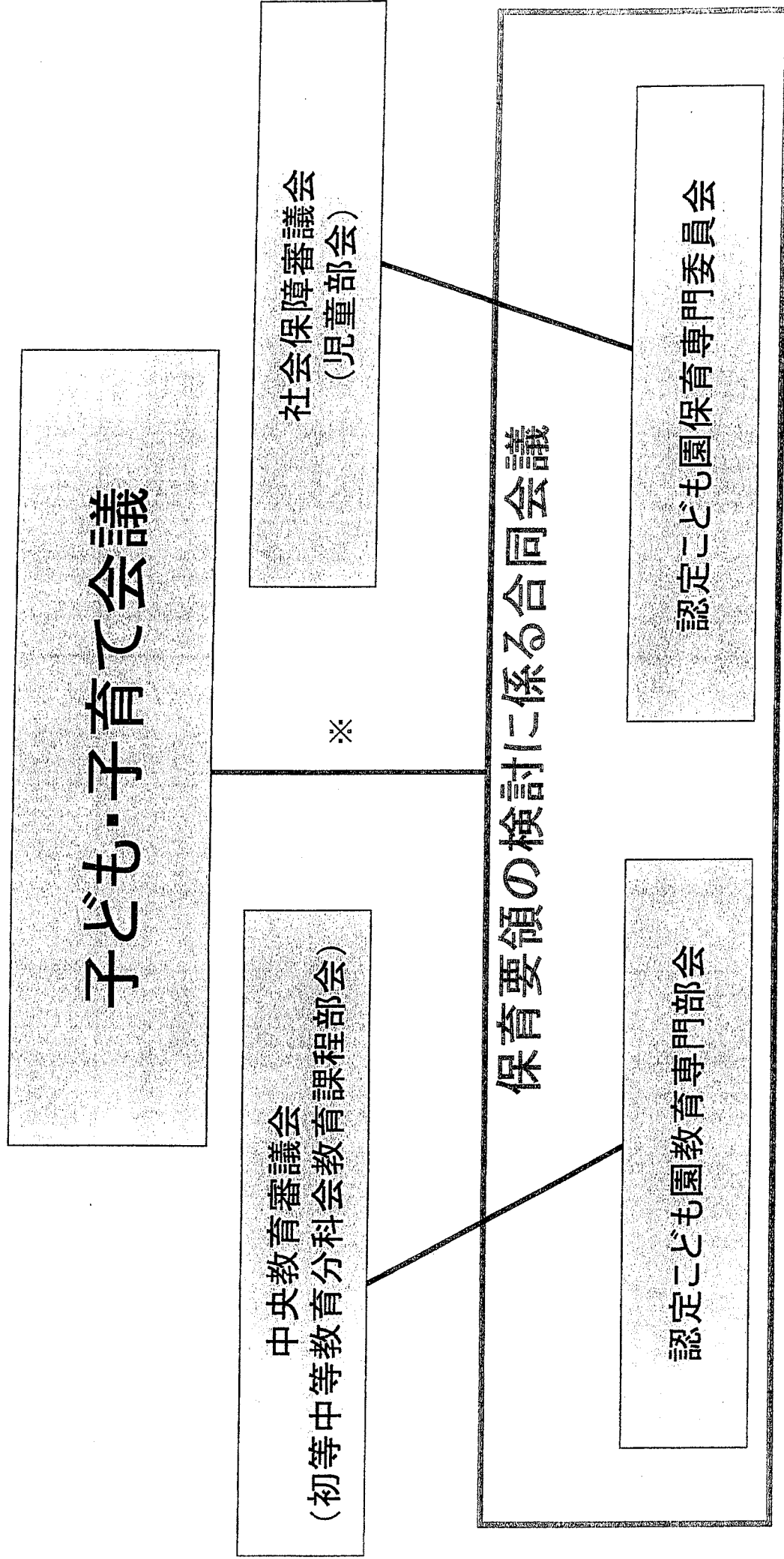
認定件数	(内訳)		
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型
1099	594	317	155
			地方裁量型
			33

各都道府県の認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成25年4月1日現在))

都道府県	認定数	都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	56	石川県	8	都道府県	
青森県	20	福井県	10	岡山県	13
岩手県	23	山梨県	5	広島県	32
宮城県	12	長野県	11	山口県	9
秋田県	32	岐阜県	9	徳島県	6
山形県	20	静岡県	16	香川県	1
福島県	31	愛知県	19	愛媛県	16
茨城県	39	三重県	5	高知県	18
栃木県	20	滋賀県	23	福岡県	36
群馬県	27	京都府	1	佐賀県	36
埼玉県	32	大阪府	35	長崎県	50
千葉県	26	兵庫県	93	熊本県	4
東京都	91	奈良県	7	大分県	28
神奈川県	40	和歌山県	10	宮崎県	34
新潟県	26	鳥取県	14	鹿児島県	34
富山県	14	島根県	6	沖縄県	1
		合計	1099		

幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の検討体制



※ 合同会議における検討状況を内閣府の子ども子育て会議に随時報告する。

認定こども園制度の概要

- ① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
 (保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、
 教育・保育を一体的に行う機能)

- ② 地域における子育て支援を行う機能
 (すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、
 親子の集いの場の提供などを行う機能)

認定こども園の機能について

認定こども園のタイプ

就学前の教育・保育を一体として捉え、
一貫して提供する新たな仕組み

就学前の子どもに
幼児教育・保育を提供

保護者が働いている、
いないにかかわらず
受け入れて、教育・保
育を一体的に実施

機能付加

地域における
子育て支援

すべての子育て家庭
を対象に、子育て不
安に対応した相談や
親子の集いの場の提
供などを実施

機能付加

以上の機能を備える施設を、
認定こども園として都道府県が認定。

幼稚園

- 幼児教育
- 3歳～就学前の子ども

保育所

- 保育
- 0歳～就学前の子どもの保育に欠ける子ども

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、
一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

認可幼稚園が、保育に欠ける子どもための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

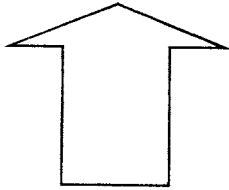
認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較(私立の場合)

< 現行制度 >

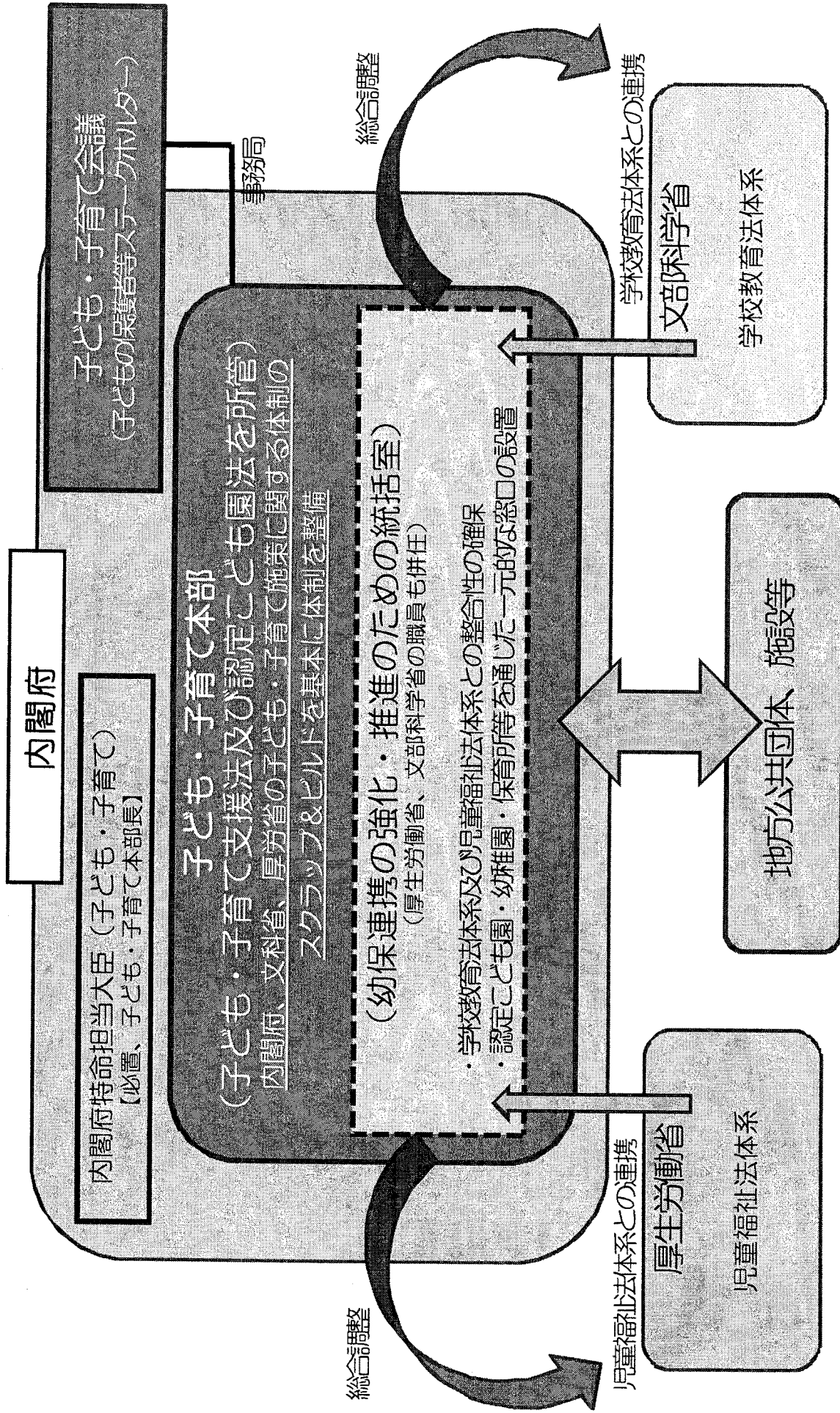
	現行の幼保連携型 認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法
設置主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 (当分の間、学校法人以外の者が幼稚園を設置できる。(学校教育法附則第6条)) 【保育所】設置主体制限なし ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 【認定こども園】認定権者：都道府県知事(又は教育委員会)
指導監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、認可の取消し 【認定こども園】認可の取消し
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準
財政措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)
利用者負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)



< 新制度 >

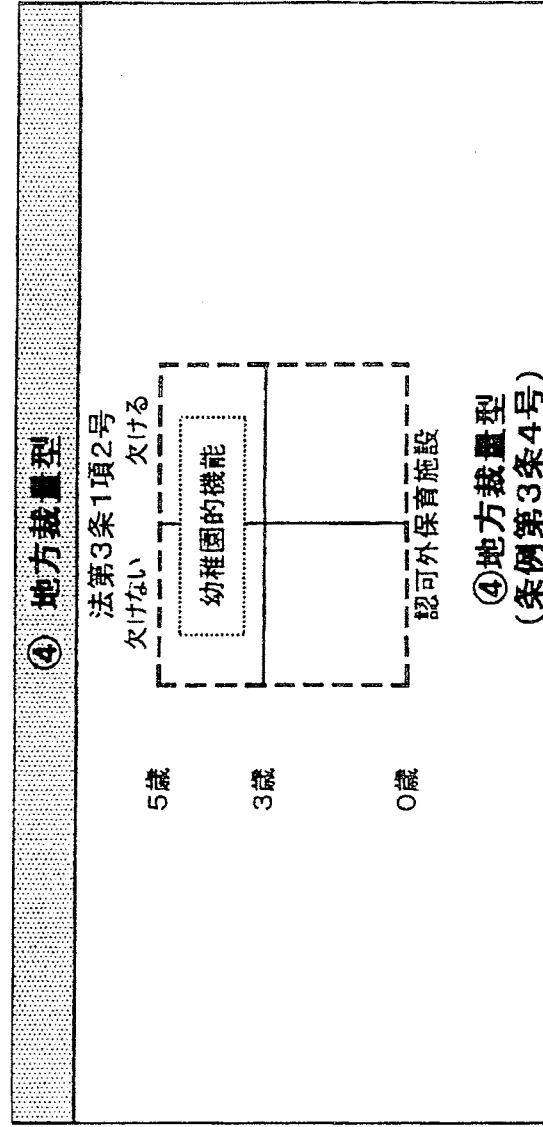
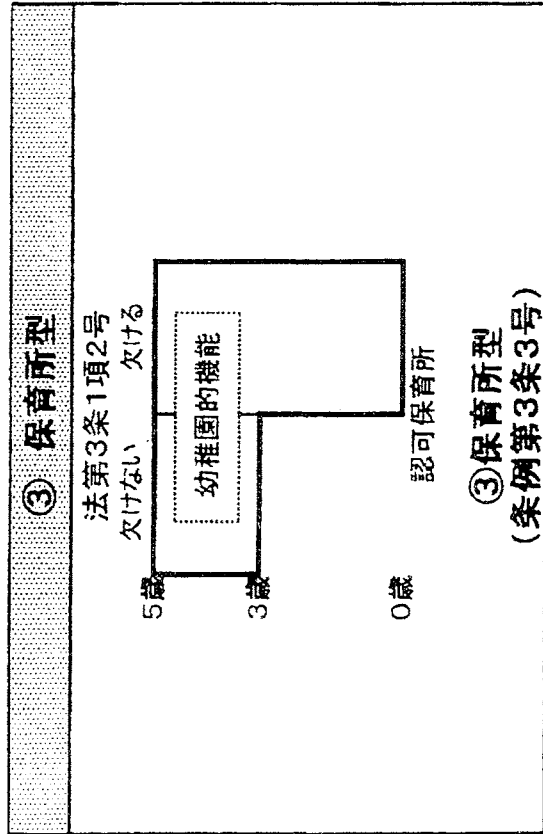
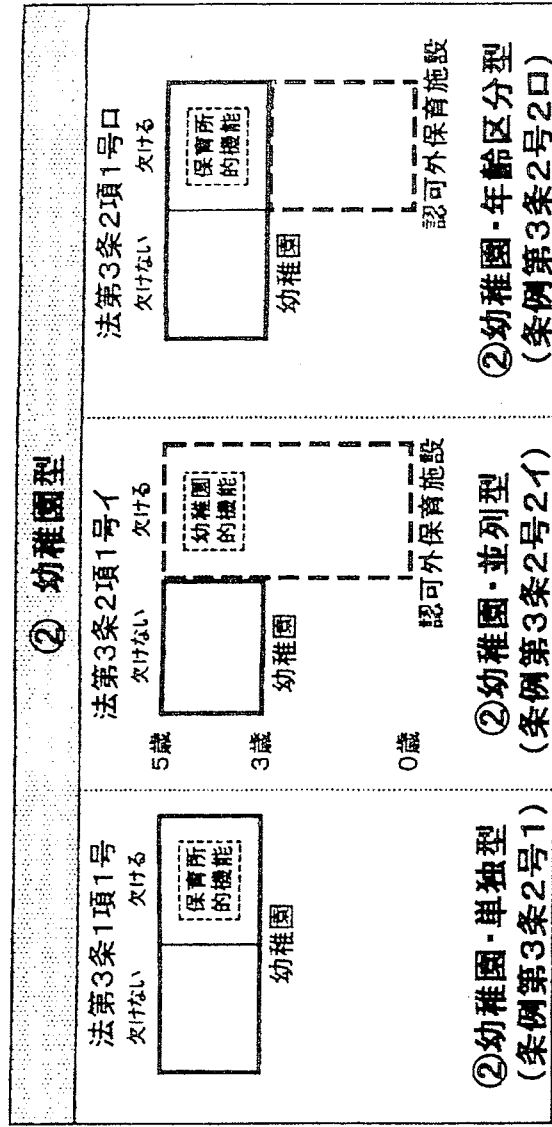
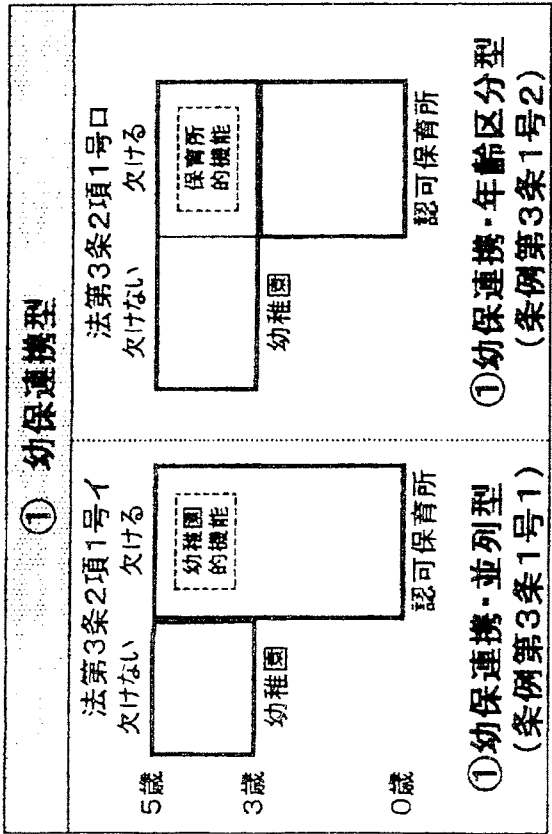
	新たな幼保連携型 認定こども園
認定こども園法	認定こども園法
国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人(既存の附則6条園の設置者について、経過措置あり)	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人(既存の附則6条園の設置者について、経過措置あり)
※幼稚園・保育所からの移行は任意。	※幼稚園・保育所からの移行は任意。
都道府県知事(教育委員会が一定の関与)	都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
幼保連携型認定こども園の設備及び運営に 関する基準	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に 関する基準
施設型給付(市町村)が基本	施設型給付(市町村)が基本
市町村が設定(応能負担) ※一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能	市町村が設定(応能負担) ※一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能

内閣府を中心とした一元적体制 (イメージ)



※子ども・子育て支援法公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

認定こども園の類型



(注1)欠ける＝保育に欠ける 欠けない＝保育に欠けない (注2) 実線は「認可」部分 点線(太)は「認可外」部分 点線(細)は「認可外」部分
 (注3) ()内の番号は、条例(案)のものである。

認定こども園と保育所・幼稚園との比較

① 所管省庁	厚生労働省	文部科学省・厚生労働省
② 根拠法令	児童福祉法	学校教育法
③ 認可等	都道府県(政令市) 【公立】都道府県教育委員会(届出) 【政令市の施設は県教育委員会へ届出】 【私立】都道府県	都道府県
④ 目的・内容	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること 幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心の発達を助長すること 保育に欠ける子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供
⑤ 機能	保護者の就労等により保育に欠ける乳児(1歳未満)又は幼児(満1歳から小学校就学の始期まで)、その他の児童を保育する児童福祉施設 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校	保育に欠ける子どもも欠けない子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う ・すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談等を提供する
⑥ 教育・保育内容の基準	保育所保育指針に基づく保育	幼稚園教育指針に基づく保育 幼稚園教育要領に基づく教育
⑦ 対象児	0歳～就学前の保育に欠ける児童 (親が共働きなどで育てられない子)	満3歳～就学前の幼児 (親の就労の有無は問わない)
⑧ 1日の保育・教育時間	8時間を原則として保育所長が定める 年間約300日 年間9週以上 11時間以上開所 延長・一時保育を実施	4時間を標準として、各園で定める 年間9週以上 11時間以上開所 延長・一時保育を実施
⑨ 長期休業	なし	あり
⑩ 保育料	【認可施設】市町村が設定 【無認可施設】施設が設定	設置者が設定 利用時間を踏まえ、設置者が決定
⑪ 入園・入所の手続	【認可施設】市町村と契約 【無認可施設】施設と直接契約	設置者と保護者との直接契約 子ども園保育所については、当該保育所から市町村に申込書が送付され、市町村から施設が保育に欠ける子の入所を拒むことはできない。
⑫ 職員配置基準	・0歳児3人につき1人 ・1・2歳児6人につき1人 ・3歳児20人につき1人 ・4・5歳児30人につき1人	各学級ごとに専任の教諭1人 0歳～2歳児に対しては保育所と同様の配置が望ましい。3歳～5歳児は、おおむね子ども20～35人につき1人
⑬ 1学級当たり幼児数	1施設 60人以上(ただし、小規模保育施設にあっては20人以上)	1学級当たり35人以下を原則 既存の制度と同じ。ただし、幼児連携施設の場合で、幼稚園と保育所の合計定員が60人以上に達する場合には、保育所の定員が10人以上認可OK。逆に幼稚園と保育所の合計定員が幼稚園の認可基準に達する場合は、幼稚園の定員が少人数であっても幼稚園として認可できるよう配慮を求められている
⑭ 職員の資格	保育士資格証明書(児童福祉法)	幼稚園教諭普通免許状(教育職員免許法) 0歳～2歳児は保育資格、3歳～5歳児は同資格併有が望ましい
⑮ 設置者	【公立】地方公共団体 【私立】 ・社会福祉法人 ・学校法人 ・株式会社 ・NPO、個人でも可 ※保育所設置及び公立保育所の運営委託先に係る主体制限の撤廃	【公立】地方公共団体 【私立】学校法人
⑯ 運営費	【公立】市町村の一般財源 【私立】運営に要する経費のうち、保護者からの徴収金を除く額(1/2を国が、1/4を都道府県が、1/4を市町村が負担)	【公立】設置者が負担(一般財源) 【私立】経常費助成あり 既存の制度と同じ。ただし、幼稚園部分にあっては社会福祉法人による設立も助成対象とし、保育所部分にあっては助成対象を拡大(私立の幼児連携施設に限る)

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・国の「子ども・子育て会議」(第2回)が開催される～基本指針と保育の必要性について、第1回会議に引き続き議論が行われる～……………1
- ・国の「子ども・子育て会議基準検討部会」(第1回)が開催される～各種基準の検討の論点等が示される(具体的な協議は第2回以降に実施)～……………3
- ・自民党人口減少社会対策特別委員会ヒアリングに出席～全保協および保育三団体協議会の要望書を提出～……………4
- ・規制改革会議の答申がなされる～株式会社・NPO法人の参入拡大や社会福祉法人の経営情報の公開を求める……………6
- ・幼児教育無償化に関する基本的方向が決定される～多子世帯の保護者負担軽減制度において、保育所と幼稚園の差を解消する方向の案を確認。今後、財源の確保方策を検討へ～……………8
- ・社会福祉法人の経営情報(財務諸表)を、インターネット・広報等において一般公開することを求める通知が発出される……………9
- ・子ども・子育て会議(第2回)議事概要メモ……………11
- ・子ども・子育て会議基準検討部会(第1回)議事概要メモ……………23

◆国の「子ども・子育て会議」(第2回)が開催される◆

～基本指針と保育の必要性について、第1回会議に引き続き議論が行われる～

去る5月31日、内閣府において、国に設置された「子ども・子育て会議」の第2回目が開催されました。

議事に入る前に、無藤会長（白梅学園大学子ども学部教授）より、5月8日開催の基準検討部会にて議論にあがった「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成24年3月少子化社会対策会議決定）の取り扱いについては、今後の議論の前提とはならないが、これまでの議論の経緯の一つとして、今後の検討にあたり重要な参考材料としての位置づけであるとの報告がありました。

（「子ども・子育て会議基準検討部会」（第1回）の報告は、3頁および23頁を参照）

議事は、「基本指針（計画作成指針関係）」「基本指針（子ども・子育て支援の意義関係）」「保育の必要性の認定」「確認制度」について資料説明が行われ、その後各委員より質問・意見が出されました。

全国保育協議会の佐藤副会長からは、主に以下3点の発言がありました（※本紙21頁を参照）。

- 子どもの育ちについて、文言の整理ができていないところがある（乳児、幼児、乳幼児等の使い分け）ため、改めて意見書を出したい。
- 資料2のP.3「子ども・子育てをめぐる環境」の中には、「子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団のなかで育ちあうことができる」と記されている。
（保育の必要性の認定にあたっては）就労等条件が主な認定の基準であるが、資料3のP.5に保育の必要性の認定事由に関する論点として「就労以外の事由」がある。
この論点の中で、今後は地域の事情も加味した取扱いにできないだろうか。例えば郡部で子どもの集団ができない状況で育ちあいが疎外されている状況にあるのであれば、それをもって保育の必要性を認定できるようにするのはどうか。
- 保育の利用希望について把握する具体的な項目として月曜日から土曜日としているが、それに基づく保育所は月あたり25日開所していることとなる。1日11時間月25日開所であれば、現在の1日8時間月22日という運営の仕組みが実態とずれている。実態にあわせ、1日11時間月25日開所にあわせた認定としていただきたい。

今後は、6月21日（金）に「第3回子ども・子育て会議」が開催される予定です。

会議の内容は、11頁をご参照ください。また、当日の資料および動画が、下記のURLまたは、「内閣府>少子化対策トップ>子ども・子育て支援新制度について」から確認することができます。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

◆国の「子ども・子育て会議基準検討部会」（第1回）が 開催される◆

～各種基準の検討の論点等が示される（具体的な協議は第2回以降に実施）～

5月8日、内閣府において、国に設置された「子ども・子育て会議基準検討部会」の第1回目が開催されました。

会議の冒頭では、山崎史郎内閣府政策統括官より、「子ども・子育て支援新制度における、子ども・子育てに対する質・量の両面にわたった支援の充実には、関係法律に基づく新たな様々な基準や公定価格などの体系を整備する必要がある。これらに関して、基準検討部会において、集中的にご検討いただきたい。政府としても、本部会の議論をふまえ、新制度の円滑な施行に向けて全力で取り組んでまいりたい」とのあいさつがありました。

議事に入る前に、無藤隆部会長（白梅学園大学子ども学部教授）より、部会長代理に大日向雅美委員（恵泉女学園大学大学院教授）が指名され、承認されました。

議事は、「新たな幼保連携型認定こども園の認可基準」、「地域型保育事業の認可基準」、「公定価格・利用者負担」、「地域子ども・子育て支援事業」について資料説明が行われ、その後各委員より質問・意見が出されました。

本会の佐藤副会長からは、「保育の必要量」「保育の必要性の認定を受けた子どもの場合の上乗せ徴収」「地域子ども・子育て支援事業における『利用者支援』」の3点について質問の発言がありました（※発言の要旨および厚生労働省からの返答は本紙35ページを参照）。

今後は、第2回基準検討部会が、6月28日（金）に開催されます。

会議の内容は、23頁をご参照ください。また、当日の資料及び動画が、下記のURLまたは、「内閣府>少子化対策トップ>子ども・子育て支援新制度について」から確認することができます。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

◆自民党人口減少社会対策特別委員会ヒアリングに出席◆

～全保協および保育三団体協議会の要望書を提出～

去る5月29日、自民党人口減少社会対策特別委員会（委員長：猪口邦子参議院議員）のヒアリングに、全国保育協議会万田会長、同佐藤副会長、同上村副会長（全国保育士会会長）の3名が出席しました。本年4月以降、子ども・子育て会議の議論が開始され、新たな子ども・子育て支援新制度の具体化について検討が行われている中、保育現場の実態を踏まえ、新制度の充実を求め、別紙の要望書を提出しました。また、国の「子ども・子育て会議」や社会に向けて意見等を発信し、より良い保育制度の実現をめざすことを目的に、平成25年3月に、全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟の三団体により発足した「保育三団体協議会」としても要望書を提出しました。

全国保育協議会要望書

平成25年5月29日

自由民主党政務調査会
人口減少社会対策特別委員会
委員長 猪口 邦子 殿

要 望 書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国 保 育 協 議 会
会 長 万 田 康
全 国 保 育 士 会
会 長 上 村 初 美

今般、政府による「待機児童解消加速化プラン」が発表されました。待機児童解消に向けた集中的な取り組みについて大変期待しているところです。

こうしたなか、子ども・子育て会議の議論が開始され、新たな子ども・子育て支援新制度の具体化が検討されるに当たり、保育の現場の実態を踏まえ、次のことが実現するよう要望します。

1. 保育の質と量の確保について

児童福祉法により市町村には保育の義務が定められており、特定市区町村は、保育事業の供給体制の確保に関する計画の策定が義務付けられています。この計画の実行が進まない原因を究明し、必要な財源投入をはじめとする具体策を進める必要があります。

その際、保育の質を確保するためには、児童福祉施設としての認可基準を満たした保育を整備することを基本とすべきです。

2. 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定に当たっては、親の就労状況のみに左右されるのではなく、保育を必要とする子どもの視点に立って認定することが必要です。

3. 公定価格と利用料について

保育所や新・幼保連携型認定こども園の公定価格については、次の観点を踏まえ、早期に算定基準を明示される必要があります。

- (1) 現行の保育所運営費において8時間・22日間開所の考え方の下に算定された金額を、多くの保育所の運営実態である11時間・25日開所に合わせた金額設定に是正する必要があります。
- (2) 平成24年度補正予算において、保育士等処遇改善臨時特例事業が盛り込まれましたが、さらに充実を図った上で公定価格に組み込み、恒久化を図るべきです。また、現行保育所の各種加算について、継続・充実を図るべきです。
- (3) 利用料については、保育所、幼稚園、新・幼保連携型認定こども園の三者間において整合性のある統一料金となるよう同等の積算基準を設ける必要があります。

4. 施設整備費の給付費への組み入れについて

- (1) 新・幼保連携型認定こども園は、設置主体が限定されたことから、施設整備費助成についてはこれまで通りとし、減価償却費相当分を給付費に組み入れる必要はありません。
- (2) 保育所は、株式会社等が設置主体として認められていますが、公の支配に属さない株式会社等に対し減価償却費相当分を給付費に組み込むことは、施設整備に公費補助を行うこととなります。

そこで、運営費の用途制限、解散時の財産の国への帰属など強い規制のある社会福祉法人を踏まえ、株式会社等についても用途制限や事業撤退の規制をしてください。

なお、当分の間は施設整備費の充実を図ってください。

5. 保育教諭への移行について

保育教諭への移行が円滑に進むよう、実態にあったさまざまな支援策が講じられる必要があります。

6. 新・幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）について

新・幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）については、保育所保育指針を基本とすべきです。

7. 公立保育所の財源について

平成16年度に公立保育所の一般財源化が行われましたが、このたびの新制度では「施設型給付」が創設されたので、改めてこれに統一し、公私の保育所の質を一体的に整えることが制度の趣旨に合致するものです。

保育三団体協議会要望書

自由民主党政務調査会
人口減少社会対策特別委員会
委員長 猪口 邦子 殿

「子ども・子育て支援新制度」 具体的制度設計にあたっての最重点項目要望書

3 党合意に基づく修正を経て成立した「子ども・子育て関連 3 法」は、その施行に向けた具体的な検討が政府の子ども・子育て会議において開始されています。

少子化対策の推進については、何より質・量の拡充、向上をしたより良い制度の実現が望まれます。子どもの幸せを第一に考え、大幅な財源を投入し保育施策の拡充を図ることこそが望まれる改革であります。

私たち保育三団体は、子ども・子育て支援新制度の具体的な検討にあたり、次のことを要望いたします。特段のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. 保育の質向上の実現と量の拡大を一体的に実現する施策の推進および大幅な財源確保実現を要望します。
2. 上記を可能とする人材養成、人材確保と処遇改善をより一層推進することを要望します。

平成 25 年 5 月 29 日

保育三団体協議会

(構成団体)

公益社団法人 全国私立保育園連盟

社会福祉法人 日本保育協会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

◆規制改革会議の答申がなされる◆

～株式会社・NPO 法人の参入拡大や

社会福祉法人の経営情報の公開を求める～

去る 6 月 5 日、内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革会議」は、安倍内閣総理大臣に答申を提出しました。

答申には、本年 2 月以降、保育に関して集中的に議論がなされた内容が含まれてお

り、株式会社・NPO 法人の参入拡大や保育士数の緊急拡大などを求める内容になっています。主な内容（概要）は次のとおりです。

①株式会社・NPO 法人の参入拡大

既に平成 12 年度に認可保育所の設置主体制限が撤廃され、株式会社や NPO 法人等の参入を促すこととされているが、地方公共団体の裁量で参入が阻害されている例が少なくなく、新制度移行後は設置主体が株式会社等であることを理由に認可しないとといった扱いは許されなくなることが新法上も含めて明文化されるが、新制度移行を待たず、速やかに公平・公正な制度運用を行うべきである。

※上記の運用については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」が 5 月 15 日付で発出されています。詳細は下記 URL からご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000031y0s.html>

※また、上記通知を踏まえ、株式会社等多様な主体の参入状況について調査がなされ、公表の予定です。

②利用者のニーズに応えた保育サービスの拡充

地方公共団体が単独施策で進めている認可外保育施設は、認可保育所の基準は下回るものの利用者の高い満足を得ており、これらの施設への支援を拡充すべきである。平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間で認可保育所への移行をめざす認可外保育施設については、改修費や運営費等の支援対象とする。

※上記内容が「待機児童解消加速化プラン」に反映されています。詳細は下記 URL からご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000033u1z.html>

③保育の質の評価の飛躍的拡充

保育の質の評価にあたっては、保育士配置や面積などの外形基準のみならず、保育の姿勢や内容、利用者のニーズの充足度などの視点に重点を置くべきであり、この観点から第三者評価の実施が重要。受審率目標を策定するなど第三者評価の実施率を大幅に高める必要がある。

④保育士数の緊急拡大

保育所の質と量を共に拡充するために保育士の増加が重要である。政府は、保育士の処遇改善や定着を図るための政策を行っているが、必要な保育士の確保には至っておらず、保育士の増加が緊急の課題となっている。

したがって、保育士不足を緩和するため、保育士の資格取得について改善策を講ずるべきである。

具体的には、保育士試験における合格科目の免除期間を 3 年間から 5 年程度へ延長すること、保育士登録の申請から登録証交付までの期間を短縮すること、保育士試験の回

数を現行の年1回から年2回にすることについて検討し、結論を得る。〔平成25年度中に検討・結論〕

⑥社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報の公開

認可保育所の主な設置主体となっている社会福祉法人については、業務・財務に関する情報が自主公表となっているにすぎず、経営の透明性が十分に確保されていない。公費が投入されている以上、経営情報を国民に開示することが必須である。保育に限らず全ての社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう経営情報を公表するとともに、その内容を分かりやすく改善する。

⑦事業者による保育施設の設置に係る見直し

事業所内保育施設について、「待機児童解消加速化プラン」により要件が緩和されたが、ビル等の事業所では、避難用の外付け階段など必要とされる設備を設けることが困難な場合が多く、実態に合わせた規制緩和が行われる必要がある。

上記「⑥社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報の公開」に関連して厚生労働省は、都道府県知事等の社会福祉法人所轄庁に対し、管内社会福祉法人の業務及び財務に関する情報開示を進めるよう「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」と題した通知を5月31日に発出しました。（※詳細は35頁をご参照ください。）

社会福祉法人は、社会福祉法第44条において、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書を備え置き、利用希望者その他利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供しなければならないと開示が義務付けられています。

今般の通知では、社会福祉法人において、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書について、一般への閲覧に対応するほか、インターネット・会報への掲載等において公開するよう求めています。

また、所轄庁においても所管の社会福祉法人がホームページに公表する上記の情報についてリンクを設定することや、毎年、現況報告として提出された財務諸表についてインターネットでの公表を行うことが求められたものです。

なお、本件は、規制改革会議の中で「社会福祉法人の経営状態がわかりやすくなるよう経営情報を公開する」との見解が示されたことに対応するものです。

別途、本年9月末までに社会福祉法人及び所轄庁の情報開示に関する取組状況について調査がされ、同会議に報告することとされています。

◆幼児教育無償化に関する基本的方向が決定される◆

～多子世帯の保護者負担軽減制度において、保育所と幼稚園間の差を解消する方向の案を確認。今後、財源の確保方策を検討へ～

6月6日、政府の「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」が開催され、幼児教育の無償化について、まずは5歳児を対象として無償化を実現することを視野に置き、平成26年度から段階的に取り組む案が確認されました。

今回の案は、多子世帯の保護者負担軽減制度において、保育所と幼稚園間の差を解消することが基本的な方向となっています。

しかしながら、その財源については今後の検討とされるとともに、負担軽減の算定方法において、世帯内の小学生の取り扱い方が、幼稚園利用世帯と保育所利用世帯で異なっているなどの課題があり、全保協として意見を発出する方向で検討を行います。

※参考

保育所における国の現行制度では、所得制限なしで、同一世帯から3人以上の児童が同時に利用している場合、利用児童の年齢の高い順から数えて上から2番目の児童の保育料が半額に、上から3番目以降の児童の保育料が無料となっています。

一方、幼稚園では、所得制限（年収680万円程度まで）を超えると、同一世帯から3人以上の児童が同時に利用している場合、利用児童の年齢の高い順から数えて上から2番目の児童の保育料の負担軽減はなく、上から3番目以降の児童の保育料が無料となっています。

◆社会福祉法人の経営情報（財務諸表）を、インターネット広報等において一般公開することを求める通知が発出される◆

厚生労働省は、5月31日付で「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」（雇児／老健／社援局長連名通知）を発出しました。

同通知では、社会福祉法人において「法人の業務及び財務に関する情報（事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書）」について、一般閲覧が可能となるよう、インターネットや広報等を用いた公表が求められています。

また、所轄庁において、所管の社会福祉法人がホームページに公表する上記情報についてリンクを設定することや、社会福祉法第59条の規定に基づき提出された平成24年度分現況報告書の添付書類である貸借対照表及び収支計算書を、厚生労働省のホームページ上に掲載することとされています。

本通知は、5月2日の規制改革会議からの見解を受けて発出されたものであり、通知文上では、社会福祉法人の非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが求められた点をふまえ、9月末までに社会福祉法人及び所轄庁の上記公表の取組状況について調査し、同会議に報告することがあわせて記されています。

(通知文〔写〕)

雇児発 0531 第 16 号
社援発 0531 第 13 号
老発 0531 第 8 号
平成 25 年 5 月 31 日

各社会福祉法人理事長殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
社会・援護局長
老健局長
(公印省略)

社会福祉法人の運営に関する情報開示について

社会福祉法人の運営に関する情報開示については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 44 条において、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書を備え置き、利用希望者その他の利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供しなければならないこととされており、開示を義務付けています。

また、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障発第 890 号・社援発第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉部長、児童家庭局長連名通知）においては、法人の業務及び財務等に関する情報については、一般の方に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への公告、法人事務所による閲覧、インターネット上での公開等の方法により、自主的に公表することが適当であると示されており、社会福祉法人の積極的な情報開示を求めていること、社会福祉法人の運営状況について、一定の透明性の確保を図っているところです。

しかしながら、社会福祉法人の非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが求められており、平成 25 年 5 月 2 日に開催された規制改革会議においては、同会議の見解として、「社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開する」と示されたところです。

さらに、平成 25 年 5 月 15 日の同会議において、国（地方厚生局を含む。）の所管する社会福祉法人の経営情報をホームページにおいて公表することとしたことに伴い、社会福祉法第 59 条の規定に基づき提出いただく平成 24 年度分の現況報告書の添付書類である貸借対照表及び収支計算書を当省のホームページ上に掲載することとしておりますので、ご了解願います。

併せて、貴法人におかれましても、貴法人の業務及び財務等に関する情報（事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書。以下「法人財務諸表等」という。）について、一般の方の閲覧が可能となるよう、インターネットや広報等を用いて公表いただきますようお願い申し上げます。

なお、追って、貴法人における財務諸表等の公表状況について、調査を実施させていただくこととしておりますので、ご協力の程、お願い申し上げますとともに、平成 24 年度分の現況報告書については、貴法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由した上で、平成 25 年 6 月末日までに、当省へ提出していただきますようご協力の程、よろしくようお願い申し上げます。

◆子ども・子育て会議（第2回）議事概要メモ（敬称略）

-
- 日時：平成25年5月31日（金）14:00～16:30
 - 会場：中央合同庁舎第4号館（12階）共用1208特別会議室
 - 議事
 - （1）基本指針（計画作成指針関係）について
 - （2）基本指針（子ども・子育て支援の意義関係）について
 - （3）保育の必要性の認定について
 - （4）確認制度について
 - （5）被災地子ども・子育て懇談会（岩手県）について
 - （6）その他

■ 会議の経過

1. 開会（無藤会長立ち上げ）

2. 構成員紹介

長田氏（内閣府参事官）

（1）前回欠席の委員のご紹介

- ・尾身 朝子氏（東京商工会議所人口政策委員会委員）
- ・柏女 霊峰氏（淑徳大学総合福祉学部教授）

（2）欠席委員のご紹介

- ・佐藤 博樹氏（東京大学大学院情報学環教授）
- ・菅家 功氏（日本労働組合総合連合会副事務局長）
- ・月本 喜久氏（全日本私立幼稚園PTA連合会副会長）
- ・荒木 尚子氏（全国国公立幼稚園長会会長）
 - 〈代理〉岩城 眞佐子氏（全国国公立幼稚園長会副会長）
- ・尾崎 正直氏（高知県知事）
 - 〈代理〉井奥 和夫氏（高知県地域福祉部長）
- ・高尾 剛正氏（一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長）
 - 〈代理〉藤原 清明氏（一般社団法人日本経済団体連合会経済政策本部長）

3. 議事

- （1）基本指針（計画作成指針関係）について

無藤会長

- 基本指針は夏までに取りまとめを行う。プロセスとしては、1回ごとに確定するのではなく、会議でご意見を頂戴しながら手直しを重ねるサイクルで進めていきたい。
- 5月8日開催の基準検討部会にて議論にあがった「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成24年3月少子化社会対策会議決定）の取り扱いについては、今後の議論の前提とはならない。しかし、これまでの議論の経緯の一つとして、今後の検討にあたり重要な参考材料である。

【資料説明】

黒田氏（厚生労働省 少子化対策企画室長）

（資料1-1、1-2、1-3、別紙を用いて説明）

- 前回の会議では、制度の目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供」を明記すべきとの意見が多数寄せられたため、資料1-2の関係箇所赤字で加筆修正している。
- 資料1-3 P.9～11は、各自治体から「調査票のイメージ（たたき台）」に対していただいた主な意見とそれぞれに対する対応方法の案である。

◆需給調整をどう取り扱うか。（資料1-2のP.20～25、資料1-1のP.7参照）

- 需給調整については透明性と公平性の確保が必要だが、非常にデリケートな配慮が必要であるため、複数回かけて議論していきたい。
- 計画の確保方策として定めたもの以外の施設から認可申請があった場合の需給調整をどう取り扱うか。
→「計画的な施設整備の必要性」と「需要への機動的な対応の必要性」の双方の観点から、需給調整の取り扱いについて検討が必要である。
- 認定子ども園に移行する場合の需給調整をどう取り扱うか。
→「法律の趣旨を踏まえた需給調整の要請」と「認定子ども園の普及」の双方の観点から、需給調整の取扱いについて検討が必要である。
- 認定子ども園の普及をはかるため、幼稚園から認定子ども園への移行、保育所から認定子ども園への移行を阻害しないよう一定の配慮が必要ではないか。
- この際、幼稚園からの移行、保育所からの移行の均衡に留意する必要がある。

中井氏（厚生労働省 職業家庭両立課長）

（参考資料1を用いて説明。P.10～12参照）

- 平成25年4月19日に安倍総理から経済界への要請が行われた時と同一の資料。
- 女性が働きつづけられるよう、企業の自主的取り組みを後押しすることが不可欠であるという認識のなか、総理からP.10の枠組みの内容を経済界へ要請。

無藤会長

○20人全員にご発言いただく場合、一人2分の枠となるため、要点を簡潔にお話しいただきたい。その他、配布資料の活用や、直接に事務局と話していただく方法等で補っていただきたい。

【質疑応答及び意見】

奥山委員（NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長）

- 本制度の目的に「全ての子どもたちに良質な成育環境を保障する」とある。子育て広場では3歳未満児を多く対象としているが、実際3歳未満は7割以上が在宅で過ごしているのが現状である。産前産後から幼児期の学校教育、保育に繋がる全ての子育て家庭への支援の土台の充実が必要である。
- 「個々の家庭に寄り添う利用者支援」は、待機児童解消加速化プランでも位置づけられている。該当職種の職務内容、資格要件、身分保障、研修体系を基準検討部会で検討していただきたい。
- につぼん子育て応援団が実施した1月の調査によると、調査対象の106の自治体のうち、7割以上の自治体子ども・子育て会議を設置すると回答。一方、「指針を早めに決めてほしい」「PDCAサイクルのイメージがわからない」との意見があがっている。資料1-2のP.32には評価指標やPDCAサイクルの具体的なイメージについて記載があるように、これに関する支援は必要。
- 地域子ども子育て支援事業は数が少なく、保護者からの認知度が低い。またニーズがあっても身近ではないため使えない、ゆえに増やす必要がないといったマイナスなスパイラルに陥っていることを危惧している。ニーズ調査に際しては、当事者からのヒアリングを行い、構造的な課題の把握をしていただきたい。

柏女委員（淑徳大学総合福祉学部教授）

- 「全ての子どもたち」を対象として謳っているにも関わらず、障害児や社会的養護等、別の舞台（制度）にて支援を受けている子どもたちが給付から外れてしまいかねないことはいかがなものか。
- 本制度の意義に関して、障害者基本法第17条「療育の理念」を鑑み、障害のある子どもが身近なところで必要な支援を受けられる環境を構築することが必要である。同様に、社会的養護や貧困層の子どもたちのことも念頭に置く必要がある。
- 奥山委員から指摘があったように、障害児や気になる子は、複数の制度の対象となることも多々ある。施策間のワンストップサービスや利用者支援の工夫が求められる。
- 基準検討部会において、本制度と障害児分野の制度との整合性についても検討していただきたい。
- 子ども育成活動が給付から除外されているのは問題である。こうした活動への給付も考えていく必要がある。
- 子どもに対する専門的な支援を確保するためには、都道府県と市町村がきめ細かく連携する必要がある。「社会的養護の課題と将来像」という計画が提案されているので、尊重していただければと思う。

- 先行調査研究として、難病を抱えた子どもたちへの保育を行っている医療現場の保育士と子どもたちの生活支援について、待遇や支援の向上を考えていく必要がある。

清原委員（三鷹市長）

- 認可が透明化されることに意義があるため、ニーズ調査に基づく計画の策定は、必要量の明確化により認可の過程を透明化することができる。
- スピード感をもって量、質の両方を上げていただきたい。質の重要性をはかる意味でも、計画的な施設整備が必要である。
- 計画と需給調整の取り扱いは慎重に行うべきである。既に都心部の保育所では、隣接市から園児が通園していることがあり、自治体の境界をこえた取り組みが必要である。実際に三鷹市でも同様の現象が起きている。
- 自治体の立場としては、大筋の方針を本会議で示していただきたい。あわせて、都道府県による広域調整が必要であると考えます。
- 保育所、幼稚園の既存施設が認定子ども園へ移行するのに、自治体の計画が邪魔にならないよう配慮すべきである。同時に、既存の施設と円滑に共存できるようにしなければならない。
- 多くの自治体は、地方版子ども・子育て会議を設置していくと思われる。しかし、それによって市町村の計画の担保が取れると考えるのは過剰な期待である。
- 地方版子ども・子育て会議は設置すれば良いという位置づけではなく、自治体の推進体制について明記しつつ、客観的に検証し、改善を促すような仕組みとしての役割も含む必要がある。
- 出産直後や乳児の段階における保護者支援についても関連して入れてはどうか。
- ワークライフバランスの観点から、産後ケアの施設整備の充実よりも、機能（ソフト）面の充実がより重要であることを計画の中に入れていただきたい。男性も産後1か月は育休をとり、妻と子どもに寄り添い、夫も子育てに参画することが、ハード面の充実よりも有効かもしれない。
- 施設面の維持管理や施設整備についてはコストがかかるため、なかなか計画には含まれにくいと思われる。親子に合った適切なフォロー（事業）があることが計画で触れられることによって、幼児期だけでない子育て支援の内容が充実していく。ソフト面について触れることで、施設整備で解消しない、すでに取り組んでいることも計画に書き込めることになるのではないか。

渡邊委員（聖籠町長）

- 保育所の稼働体制の中で、前回は土曜日が他の月曜日から金曜日と同じ平日という取扱いの標記だったが、今回はその点が修正されていることに安堵している。
- しかし、「月～金又は土」の「又は」の捉え方に何か意味があるのか。

吉原委員（社会福祉法人東京聖労院顧問、前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長）

- 指針は全国一律になることに固執せず、地域に即したかたちで取り組めるようにすべき

である。

- 都道府県の支援に関する事項の中、障害児などの特別な支援が必要な子どもたちの施策の充実は是非とも実施していただきたい。
- 障害児への対応が現場で一番課題となっている。現在は市町村の単独事業として行わなければならない現状があるため、計画に明記し、対策を練るべきである。
- 利用希望の把握方法について、市町村が実施するために国としての雛形を示すことが必要である。しかし、地域の実態は様々であるため、最終的にどのような内容にするかは市町村の選択にまかせるべきではないか。
- 利用する保護者の立場に立ち、なるべく分かりやすい調査票を示すべきである。ある程度の例示をし、調査票を作成する方法も示さるべきである。

小室委員（株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長）

- これまでワークライフバランスの普及が実現されなかったのは、育児支援の対象が育児期間中の者に限られていたからである。
- 子育て期間中の働き方の見直しは必要だが、子育て期だけでなく、他の従業員も含めた全体で残業のない労働形態にしていくことでワークライフバランスが実現する。
- 国連からも長時間労働による過労死に対する対策が強く求められている。
- 資料 1-2 において、P.30 は国に関すること、P.15 は市町村、P.28 は都道府県に関することだが、これでは分かりにくい。国からブレイクダウンしていくイメージであるため、P.2～3 の大枠が書かれているなかに国の内容が入り、そのあと市町村と都道府県に関する内容が示される入る方が分かりやすい。
- P.15 ページと P.28 に共通して、企業全体で取り組むことが書かれていると良い。あわせて、「理解促進の広報・啓発」とあるが、現段階では理解促進よりも「具体的な実現方法」の広報・啓発が求められており、ここで理解促進と表記しては後退しているように感じてしまう。同じく、「好事例の収集・提供」とあるが、これでは育児と仕事の両立のハンドブックの配信等が予想される。ここでは、「長時間労働を企業一丸となって解消した事例の収集・提供」としてはどうか。そして、「研修の実施」とあるが、これは育児と仕事の両立をめざした研修ということか。ここでも漠然としたテーマではなく、長時間労働を企業一丸となって解消するような研修が求められると考える。
- 求職活動中を保育の必要性の認定の対象とするかは大きな論点である。保育園に入れなければ求職活動ができず、逆に仕事が見つからなければ保育園には入れない。そこで、求職中であることのエビデンスの取り方が重要である。本件についてはすでに取り組みを実施している市町村があるため、厚労省で現状を吸い上げ、運用例をお示しいただきたい。

北條委員（全日本私立幼稚園連合会副会長）

- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成 24 年 3 月少子化社会対策会議決定）を本会議の前提としない、という無籓会長からのご報告は実に妥当である。
- 基準検討部会でも述べたが、子ども子育て関連 3 法については、大きな問題が残っていると認識している。

- 認定こども園法について、法律上の手順では、5年経過後の評価・検討がなされないことが問題である。そして一部改正を行うにあたっては、どこにどのような問題があるからどう改正するのか、しっかりと検討すべきである。なお、この法律は当初から中央教育審議会と社会保障審議会で検討したものであるため、一部改正を実施するにあたっては、早急に両者合同の検討の場を設けるべきであり、両者の検討を省くのは手続的に許されない。
- この度、教育法体系の変更や教育補助体系の変更等、教育に関するきわめて大きな変更があった。ついては、中教審令に基づいた審議をされたい。前政権は端から本会を無視していたが、現在は中央教育審議会において教育課程や保育教諭に関する審議を実施している。部分的な関わりのみで、根本的なところの審議ができないのは解せない。
- 施設型給付により、全ての子どもにとって平等な仕組みとはなっていない。個人給付であるならば、就労の有無に関わらず、平等でなければならない。奥山委員の指摘とも関連するが、なぜ3歳未満の7~8割の子どもたちが給付の対象とならないのか。
- 調査票では、子どもたちの最善の利益を中心に考えるということを全体にいきわたらせるようにしなければならない。
- すでに地方公共団体に調査票のデータが配布されていることに不安を感じている。地方では国から配布されたものは名前を入れ替えればすぐ使えると思っているケースもあるため、取り扱いには十分注意をしていただきたい。

無藤会長

- 本会議については、3法に基づいて、委託された業務をこなしていくと理解している。

宮下委員（公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長）

- 質の確保を明記していただけたことは有り難く感じているが、何をもって質の高さを判断するのかについて、さらに踏み込んだ協議が必要である。
- すでに需要が満たされている場合について論点としてご説明いただいたが、幼稚園は相当な覚悟で認定こども園に入ることとなる。ついては、需要が満たされている／満たされていないだけで判断せず、色々な都合を考えて認可をしていただきたい。
- 子どもは父母が共に育てるのが根本である。父も共に育てることができることができる働き方の実現を確実にとらえてほしい。そのためにも、ワークライフバランスは重要である。

吉田委員（NPO 法人ファザーリング・ジャパン代表理事）

- 男性が子育てに参画できる環境を指針の中に入れていただきたい。年次有給休暇を使い、普段からメリハリのある生活を実現し、育休を取得できる、といった環境整備が必要である。
- 父母共に、子どもが生まれる前に子育てについて学ぶ場が必要である。両親学級のさらなる充実が求められる。
- 資料1-2のP.15、28に企業の研修の実施とあるが、すべての企業が自社で研修を行えるとは限らない。自社で行えない企業については行政が支援を整備していくことが文言として入っていると良い。

尾身委員（東京商工会議所人口政策委員会委員）

- 計画には、指針の実現後のことも記載すべきではないか。
- 認定こども園に移行し、運用が開始された後の経営状況を、市町村が第3者の監査機関等を活用して把握し、情報を開示することが必要である。認定こども園として運営をはじめたが、経営上立ち行かなくなり、ある日突然廃園となるというケースが生じた場合、路頭に迷うのは子どもたちであり、保護者である。

秋田委員（東京大学大学院教育学研究科教授）

- 「質の高い」という言葉を散りばめていただいたが、単に用語が増えたというだけではなく、具体的な計画として書き込んでいただき、論点として出していただいたのがありがたい。
- 資料1-2のP.26（論点7）において「幼稚園・保育士等の具体的な必要見込み数を記載することとするか。」とあるが、専門家が見込み数を見ることが大切であるため、具体的な見込み数は計画に記載する必要がある。なお、教諭と同様に、保育士も研修を受けられる見込みが望ましい。
- 「全ての子どもたち」を対象とするため、渡邊氏、柏女氏同様、他施策との連携、市町村と都道府県間の連携をもって、必要な専門的な支援が届く保障をする必要がある。
- 見込み数の設定にあたっては、小さい子どもがいる家庭の流動性を踏まえたうえで、柔軟性のある、かつ子どもに不利益が及ばない設定である必要がある。
- 自治体に柔軟性を委ねながら、子どもの良質な環境の構築の観点からの見込み量の設定が求められる。
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成24年3月少子化社会対策会議決定）は今回の会議とは分けて考えるとのことだが、今後のあり方を検討した重要な資料であると認識している。
- 認定こども園への幼稚園からの移行と保育所からの移行の均衡に留意しつつ、子どもにとって安定的な環境の質の保障という観点が必要ではないか。従来からの施設の経営の安定と透明性の確保も求められる。
- 調査票は全国の皆さんに届くものであり、理念を示しているとするならば、ワーディングの精査が必要である。

無藤会長

- 調査票について、本会議では細かい文言の確認はできないため、お気づきの点は事務局へお伝え願いたい。

黒田氏（厚生労働省 少子化対策企画室長）

- 清原委員からの意見について
→「月～金又は土」という標記に関して他意はなく、紙面上のスペースの問題である。
- 北條委員からの意見について

→ご指摘のとおり、資料の取り扱いには十分留意する。自治体には「夏までに作成するので、確定したらお知らせする」とお伝えしている。

○ワーディングについて、役所は必ずしもデリカシーが充分ではないところがある。ご意見をお寄せいただき、参考にさせていただきたい。

橋本氏（厚生労働省 保育課長）

○小室委員からの求職活動中の取り扱いについては、自治体の状態を把握してからお出しする。

蝦名氏（文部科学省 幼児教育課長）

○北條委員からの意見について

→「中央教育審議会にて本格的な付議がなかったのは手続き的な不備があったのではないか」というご指摘があったが、手続き的な瑕疵があるとは認識していない。

→教育に関することを必ずしも中教審で議論するとはなっていない。

→当時から必要に応じて適宜ご議論いただき、その結果を検討委員会に報告していたと記憶している。

(2) 基本指針（子ども・子育て支援の意義関係）について

【資料説明】

長田氏（内閣府参事官）

（資料2に基づき、骨子のたたき台（案）について説明）

○子どもの最善の利益を軸にしていること、全ての子どもたちを対象としていることを含めるべきであるとのことご意見を前回の会議で多数いただいた。

○前回会議における議論等を踏まえた骨子（案）を提案。

○総論的な文が必要ということで、「はじめに」を設置。

【質疑応答及び意見】

岩城委員（全国国公立幼稚園長会副会長）

○PTA 活動を通じて地域のコミュニティーの中で子育てをしていく充実感を味わいながら、子どもたちの成長に関わる喜びを感じられる実態がある。保護者の社会貢献の場を子育てを通して得られるよう資料2のP.8における「社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割」の中に、PTAも含めていただきたい。

大日向委員（恵泉女学園大学大学院教授）

○子どもに関しては「すべての子どもの最善の利益を」と明確に記載していただいているが、保護者についての記載は後半のみである。

○そもそも「親になるにあたり全ての親に支援が必要である」というスタンスを「はじめに」に加筆していただき、保護者に対しても支援が必要であることを明確にさせていただきたい。

○保護者支援の必要性は昨今の事情ではなく、兄弟が多い大正時代でも保護者は子育てに戸惑っていた実態がある。全ての親が保護者になるプロセスを社会全体で支援する旨を記載していただきたい。

駒崎委員（全国小規模保育協議会理事長）

○P.6の「子育てに関する理念と子育て支援の意義」において、「父母その他の保護者は、子育てについて第一義的責任を有する」「子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が、子育てについての責任を果たせるよう…」という表現を入れてしまうと、親の子育てを強調するニュアンスが出てしまい、社会的養護の施設養護を助長してしまいかねない。

○社会的養護の現場では、親権を重視する。ゆえに、親権をはく奪し、新たに里親とマッチングすることは容易ではなく、日本では施設養護が9割を占めている。これは諸外国とは全く逆である。本来、施設養護はシェルターの役割を果たすはずであるが、日本では恒常化し、愛着障害との関連も指摘されている。

○文言を削れないのであれば、違うセクションにフォローアップの文章を入れていただきたい。

○保護者は実の親だけでなく、様々な人が保護者にあたる可能性があり、皆子どもを愛する親であり、子どもたちは社会全体で愛し育てていくべきである。

無藤会長

○「父母その他の保護者は、子育てについて第一義的責任を有する」とは、法律のいの一の一番として認識されていることである。また、保護者は子どもを産んだ人に限られるわけではない。間違いのないように記載していきたい。

古渡委員（NPO 法人全国認定こども園協会副代表理事）

○子どもが持つ権利についても記述が必要ではないか。

○就学前の子どもが義務教育に上がるには、小学校との連携が非常に重要である。ついては、「留意すべき」ではなく、より強い文言が必要ではないか。

宮下委員（公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長）

○保護者の中には育児への不安、負担を感じながらも、喜びや充実感を感じている方も大勢いらっしゃる。保護者が自らの手で子どもを育てることに対する価値が社会的に認められるような文言を入れていただきたい。

吉田委員（NPO 法人ファザーリング・ジャパン代表理事）

○所々に孤立、不安、負担感といった文言入っているが、そのような状況となった理由は、子育てを母親のみで行っていることが多いからである。ついては、父親の役割を明確にできないか。

○岩城委員からも指摘があったように、PTA や保護者会にも男性がしっかりと関わっていく

ことの重要性を記載するべきである。

- 「保護者」という言葉には父親も含まれているが、実際は母親が多く部分を担っていることが多く、ねじれの状態が生じている。実質的に父親が子育てに関わっていくことの意義を盛り込むことが必要である。

(3) 保育の必要性の認定について

(4) 確認制度について

【資料説明】

橋本氏（厚生労働省 保育課長）

（資料3に基づき、保育の必要性の認定のあり方について説明）

◆事由

- 就労形態の多様化に伴い、要件を外す、必要度を低くするなどの対応をとることにするか。
- フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く）することにするか。
- 妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族の介護、災害復旧を事由とする場合は、基本的に現行制度と同様とするか。
- 求職活動（現行は通知により「保育に欠ける」旨を明示）及び就学等、その他市町村が定める事由を法律上、明記するか。
- 「虐待のおそれのあるケース」や「要支援家庭であるケース」についても、事由として追加するか。
- その他の事由として、明記すべきものがあるか。

◆区分、必要量について

- 「長時間」、「短時間」の区分をどのように線引きしていくか。
- 「短時間」の下限（＝保育の必要性の認定に当たって、例えば、事由が「就労」であれば、どの程度の就労時間を求めるか）をどのように設定するか。
- 現行制度との関係をどう整理していくか。

◆優先利用について

- ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなど、優先利用の認定方法について「優先利用枠」を特別に設けることとするか、必要性の認定にあたって、ポイント加重・調整などの「優遇措置」を講じることとするか。
- 障害児の取り扱いについて、どのように考えるか。
- 保育の量的拡大を支える保育士の人材確保の観点から、保育の利用を希望する保育士等の子どもの取り扱いについて、どのように考えるか。

（資料4に基づき、確認制度のあり方について説明）

- 利用定員の設定方法はどのようにするか（最低数との関係、子どもの年齢との関係、長時間・短時間区分との関係含む）。
- 幼稚園には最低定員が設定されていないため、幼稚園は例外とするか。それとも基本的

に例外はなしとするか。

→年齢、保育の必要性の長短区分について考慮すべきか。区分を細かく設定するか、考慮せずに利用設定のみに着目して良いのか。

○定員割れの場合の取り扱いをどのようにするか。

○定員超過の場合の取り扱い（定員弾力化等）をどのようにするか。

→実態として恒常的に定員を下回る、上回る場合があるが、これをどう考慮するか。

→利用単価は実際の利用定員に合わせた単価設定とするか。

→例外措置は設けるか。

○保護者の就労状況の変化に対応した1号定員と2号定員の取り扱い方をどのようにするか。

○利用者の選択、施設の質の向上に向けて、都道府県知事に報告される教育・保育の提供を行う施設・事業において提供する教育・保育に係る情報を公表するべきではないか。

【質疑応答及び意見】

柏女委員（淑徳大学総合福祉学部教授）

○優先利用とはどの程度優先すべきか。

○障害者基本法では住み慣れた地域の中で支援を受けながら暮らしていける社会をめざしており、これを原則とし、その旨を意義の中でも記載する必要があるのでは。

駒崎委員（全国小規模保育協議会理事長）

○子どもの命が第1義であるため、虐待やDVの恐れがある場合は絶対優先を用いるべきである。

○撤退スキームについて何も記載されていないため、業務管理体制の中に記載するべきである

○情報公表については、財務情報と保育事故について調査し、公表する必要がある。それにより広く共有することができ、再発防止となる。については、保育の最低限の質を担保することにつながる。

佐藤委員（全国保育協議会副会長）

○基本指針に関わることにしてもふれさせていただく。

○子どもの育ちについて、文言の整理ができていないところがある（乳児、幼児、乳幼児等の使い分け）ため、改めて意見書を出したい。

○資料2のP.3「子ども・子育てをめぐる環境」の中には、「子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団のなかで育ちあうことができる」と記されている。（保育の必要性の認定にあたっては）就労等条件が主な認定の基準であるが、資料3のP.5に保育の必要性の認定事由に関する論点として「就労以外の事由」がある。この論点の中で、今後は地域の事情も加味した取扱いにできないだろうか。例えば郡部で子どもの集団ができない状況で育ちあいが疎外されている状況にあるのであれば、それをもって保育の必要性を認定できるようにするのはどうか。

○保育の利用希望について把握する具体的な項目として月曜日から土曜日としているが、そ

れに基づく保育所は月あたり 25 日開所していることとなる。1 日 11 時間月 25 日開所であれば、現在の 1 日 8 時間月 22 日という運営の仕組みが実態とずれている。実態にあわせ、1 日 11 時間月 25 日開所にあわせた認定としていただきたい。

坂崎委員（日本保育協会理事）

- 長時間、短時間の議論の前に、短時間の下限設定があつてしかるべきである。
- 現在、1 日 11 時間開所を多くの方が利用している実態がある。
- 短時間、長時間を設けることで、公定価格の設定で質の高い教育、保育が損なわれるようであれば本末転倒である。ゆえに、定員の考え方と、必要性の認定にはリンクが必要である。
- 障害児保育については、ぜひ地方版子ども子育て支援事業計画内に書き込まれ、一般財源であっても行われる仕組みが望ましい。基本指針についても、これから作られる保育指針、教育要領も含め総括して考えて作っていただきたい。

古渡委員（NPO 法人全国認定こども園協会副代表理事）

- 年齢ごとに分けられすぎると、認定こども園のもともとの機能が損なわれるのではないか。現実の認定こども園の姿を追っていただきたい。
- 長時間、短時間と設定すると、短時間児が 1 号認定とリンクしてしまう可能性がある。2 号認定は、短時間よりも中時間という認識の方が近い。
- 保護者の就労状態が先行されているが、子どもの生活時間を基本に考えるべきである。
- ワークライフバランスは現場の保育士にも必要である。

北條委員（全日本私立幼稚園連合会副会長）

- 認定における 1 号、2 号、3 号は容認できない。
- 保育所の開所時間については、認定こども園法の制定時に 8 時間程度として国の基準が定められた。本件については当時の保育所側の代表も、「開所時間と保育時間は違うのでこれで良い」と納得していた。地方の条例では、ほぼ 11 時間開所となってしまうが、これは子どもにとっては良いことではない。開所時間は長くとも、保育時間は 8 時間を超えないという原則を是非とも守っていただきたい。
- 保育所を利用できる人間は恵まれすぎている。高級車を乗り付ける人も少なくない。保育所が児童福祉施設であることを考えれば、優先利用の条件に所得を入れ、低所得の人を優先する原則を入れていただきたい。
- 8 段階の保育料を見直し、6~8 段階をまとめるとのことは、とんでもないことである。

(5) 被災地子ども・子育て懇談会（岩手県）について

長田氏（内閣府参事官）

【資料説明】

（資料 5 を用いて、5 月 20 日に岩手県で開催した懇談会を中心に説明）

(6) その他

長田氏（内閣府参事官）

◆認定子ども園保育要領について ※資料なし

○幼保連携型認定こども園の保育要領(仮称)の検討は、学校という法的性格から、文部科学省の中央教育審議会と、児童福祉施設という性格から、厚生労働省の社会保障審議会にて検討を行うこととなった。

○両会議のもとに検討の場を設け、合同で審議を行い、状況は子ども・子育て会議の場で適宜ご報告する。

○5月20日には厚生労働省 社会保障審議会 児童部会が開催され、認定子ども園保育専門委員会を設置されることが了承された。6月3日には文部科学省 中教審教育課程部会が開催予定。その結果を踏まえ、第3回の会議では要領の検討体制についてお伝えする。

◆放課後児童クラブの基準の検討について

杉上氏（厚生労働省 育成環境課長）

（参考資料2を用いて放課後児童健全育成事業の規準等の今後の検討について説明）

○本件は社会保障審議会の専門委員会を中心にご議論いただくこととなり、5月29日には第1回委員会が開催された。

○委員長である柏女氏のほか、有識者、現場の方、自治体関係の方に参加していただいている。なお、吉原委員にも専門委員として参画していただいている。

◆子ども・子育て会議基準検討部会（第1回）議事概要メモ（敬称略）

*以下の内容については、本会議に出席の佐藤副会長に随行した全保協事務局の当日の記録メモにより作成したものであり、各発言者の確認を得ているものではありません。お取り扱いにはご留意ください。

◆ 日時：平成25年5月8日（水）10：00～12：00

◆ 会場：中央合同庁舎第4号館（12階）共用1208号特別会議室

◆ 議事

（1）基準検討部会の運営について

（2）新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について

（3）地域型保育事業の認可基準について

（4）公定価格・利用者負担について

（5）地域子ども・子育て支援事業について

（6）その他

◆ 会議の経過

1. 開会（無藤部会長立ち上げ）

あいさつ（山崎史郎 内閣府政策統括官）

- 昨年8月に子ども・子育て関係3法が成立し、早ければ平成27年4月から施行される。新たな制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や、小規模保育等の給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実など、子どもや子育てに対する質・量の両面にわたる支援の充実を図っていくこととしている。
- そのためには関係法律に基づき、新たな様々な基準や公定価格などの体系を整備する必要がある。
- これらに関して、基準検討部会において、集中的にご検討いただきたい。
- 政府としても、本部会での議論をふまえ必要な政省令を制定するなど、新制度の円滑な施行に向けて全力で取り組んでまいりたい。

2. 構成員紹介（長田浩志 内閣府参事官）

欠席1名（高尾剛正 一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長）

3. 議事

（1）基準検討部会の運営について

【資料説明】

長田参事官

- （資料2～5に基づき、基準検討部会の役割・審議スケジュール・運営について説明）

無藤部会長

- 親会議（子ども・子育て会議）が方針を議論する場であり、そのもとで本部会は個別の具体的基準について検討する。親会議の多くの委員とともに、本部会には専門委員に入っている。検討される基準が現状に合ったものとするためにも、よろしくお願ひしたい。

【質疑応答及び意見】

北條委員（全日本私立幼稚園連合会副会長）

- 本来、親会議で申しあげるべきことかもしれないが、3法の内容自体に問題が山積していると考えている。基本指針については夏前までに検討する（資料4 スケジュールのイメージ）ということだが、3法それ自体を前提として、指針あるいは基準を早急に検討していくことには異論がある。
- この場でも3法についてちゃんとご理解されている方はそれほど多くないと思う。ぜひ、3法そのものについて議論する場を親会議で一度設けていただきたい。

無藤部会長

- 親会議および本部会は、3法の成立を受けてその具体化を図る場であり、今更3法を変えるという議論は我々の権限ではない。
- しかしながら、3法の趣旨を十分理解したうえで進めなければ基本方針その他の検討はできないので、色々な機会に3法の趣旨、それが具体的な方針や基準にどういう意味を持ちうるか、どういう幅をもって議論ができるのか、毎回きちんと説明していきたい。足りない部分についてはご質問なりご要望いただきたい。

渡邊委員（聖籠町長）

- 子ども・子育て会議は、3法の趣旨と主なポイントをふまえながら、平成27年4月に向けて、より具体的かつ詳細な支援のあり方について意見を述べる場と理解している。
- 個別の利害関係や法制度の根幹に関わる後退した議論ではなく、社会全体で支えるという新制度の基本原則をふまえ、子ども・子育て支援の将来に向けた、幼児教育および保育を保障するための活発な意見や議論を期待したい。
- わたくしども市町村は、制度の実施主体として色々な角度から、社会全般の子育てしている親の立場や子どもの立場にたって事業展開していかなければならない立場である。
- 法律ができた今となって、法律の内容が意にあわないというのは、この場での議論ではないと理解している。大義に立った議論を期待したい。

北條委員（全日本私立幼稚園連合会副会長）

- 渡邊委員がおっしゃることはごもつものことと思う。このしくみが、真に子どもの利益にかなったものであれば、大変結構で、推進していく考えである。
- 先日の第1回会議の冒頭で少子化担当大臣が、「子どもの自身の最善の利益に立つて」との話があり、そのことがいかされるのであれば、私どもも渡邊委員と同意見である。
- しかし、どうもそうではないと思われる点が多々あるので、その点については意見を申さないわけにはいかない。やはり子どもの利益に反することには賛成するわけにはいかない。

無藤部会長

- いずれにしても、私たちは子ども・子育て3法の基本的な精神をふまえながら、子どもの最善の利益のためにはどうすればいいか、その使命のために委員を承っている。
- 多くの自治体その他から期待を受けているが、一方で部会として十分議論を尽くすための時間については、心許ないところではある。
- ここで意見や質問を出していただくとともに、ぜひ個別に事務局にお知らせいただき、あるいは事務局より人を派遣しそれぞれでご説明をいただく、あるいは別に討議の場を設けてもよろしいかと思うが、色々な形で情報・ご意見をお寄せいただいて、事務局で整理し、十分な討議に資するものとしていただきたい。

【部会長代理氏名】

無藤部会長から、大日向雅美委員（恵泉女学園大学大学院教授）を指名し、承認された。

(2) 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について

【資料説明】

蛸名幼児教育課長

- (資料6について説明)

※資料6(7ページ)「新たな幼保連携型認定こども園の基準の検討課題(例)」

- 学校教育・保育の質を確保する観点から、現行の幼保連携型認定こども園の基準(おおむね「幼稚園の基準」かつ「保育所の基準」)以外に、追加すべき内容はあるか。
- 学校かつ児童福祉施設である単一の施設となることを踏まえ、現行の「幼稚園の基準」と「保育所の基準」において全国一律に担保するか否かの取扱いや基準の内容が異なるものについて、どちらに合わせるか。
- 職員配置基準(学級編制基準)について、どの部分をどの程度引き上げるか。
→ 幼稚園・保育所に対する「経営実態調査」の結果を踏まえ、検討
→ 施設型給付の公定価格の設定(「質の改善」に充てられる財源の使途)とも関連
- 既存施設から移行する場合、「学校教育・保育の質を確保」の要請に加え、「円滑な移行の確保」の要請とのバランスをどう考えるか。特に運動場、調理室の取扱いをどうするか。
→ 幼稚園・保育所に対する「経営実態調査」の結果を踏まえ、検討
- 認可基準の中で「地方自治体が特例的かつ臨時的な対応をできるよう、特段の配慮」(附帯決議)を要する事項はあるか。

(3) 地域型保育事業の認可基準について

【資料説明】

橋本保育課長

- (資料7について説明)

※資料7(4・5ページ)より抜粋「認可基準設定に当たっての主な論点」

(1)職員の資格・員数(従うべき基準)

検討に当たって考えられる主な視点

- 職員の保育士資格に係る基準について、どう考えていくか。
- 中でも、小規模保育については、保育所分園、グループ型小規模保育、へき地保育等、様々な国庫補助対象事業からの移行が考えられるが、どう考えていくか。
- 地方単独事業からの移行について、どう考えていくか。
- 家庭的保育の保育者に対して求めている研修要件について、どう考えていくか。
- 居宅訪問型保育事業については、現在、職員の資格要件※に関する基準はないが、職員の質の確保についてどう考えていくか。

(2)面積基準(参酌基準)

②検討に当たって考えられる主な視点

- 地域型保育事業は、保育所等の認可施設に比較すると規模が小さい点について、どう考えていくか。

○ 小規模保育事業については、保育所分園、グループ型小規模保育、へき地保育等、様々な国庫補助対象事業からの移行が考えられるが、どう考えていくか。更に、地方単独事業からの移行について、どう考えていくか。

○ 居宅訪問型保育は、相手方の居宅において保育を行う事業であり、面積基準を設ける必要があるか。

(3) 児童の適切な処遇、安全への配慮等に関する基準(従うべき基準・参酌基準)

① 自園調理・調理室

○ 調理室・調理設備の設置及び給食の自園調理について、外部搬入の取扱い等を含め、どう考えていくか。

② 屋外遊戯場

○ 屋外遊戯場の設置について、付近の広場、公園等による代替措置を含め、どう考えていくか。

③ 耐火基準

○ 耐火基準、避難経路の確保等の安全対策について、どう考えていくか。特に、オフィスビル、集合住宅、一般住宅、公民館その他の公共スペースなど、様々な施設設備の活用を念頭に置き、どう考えていくか。

○ 建築基準法、消防法などの諸規制について、どう考えていくか。

④ 事業所内保育施設における地域の子どもの受入

○ 児童福祉法に基づく認可の対象となる事業所内保育施設については、従業員の子どもに加えて、地域の子どもを受け入れる必要があるが(地域枠)、どの程度の子どもを受け入れることを求めることにするか。

その他の留意事項

○ 3歳未満児を対象とする地域型保育事業については、3歳以上児の学校教育・保育を行う教育・保育施設との連携(バックアップ施設)を確保することとされており、連携先の確保が難しい場合、市町村が調整することが可能としているが、この点について、どう考えていくか。

【(2)(3)に関する質疑応答及び意見】

駒崎委員(全国小規模保育協議会理事長)

○ 質問は2点。以下の論点は話し合わないのか。

○ 1つ目は、撤退スキームに関して。今後待機児童が解消されていった際に、保育所によっては定員割れが起これる事業から撤退していくことも想定される。そういった場合に、周囲の保育所が撤退する保育所の児童を引き受ける、あるいは一時的にでも定員を超過しても法的に罰せられないようにするなど、撤退のスキームがなければ、園児は安心して通園できない。

○ 2つ目は、情報公開義務について、要素は2つ。1つには、株式会社、社会福祉法人、NPOを問わず、財務諸表をネットできちんと公開する仕組みが必要ではないか。要素の二つ目は、事故情報の公開義務について。現状、保育所等で子どもが亡くなっても調査も公開の義務もない。なぜ子どもが亡くなったのかというケースを業界全体で

学ぶことができない。きちんと共有できるように、事故情報データベースのようなものを作っていくことが、今後保育所が増えていくなかで必要となっていくのではないか。

橋本保育課長

- 撤退のスキームに関して、主要な点については法律のなかに規定がある。それをさらに詳細に実際の場面を想定してどのように実行していくのかということについては、確認制度に係る運営基準に関する項目のなかで、今後ご議論いただくことが想定される。情報公開義務についても同様と考えている。

榊原委員（読売新聞東京本社社会保障部次長）

- 駒崎委員の意見に賛成。特に、質の向上のために、消費税という国民全体の税が投入されるわけで、公開され質が良くなったということを示していくことが大事である。
- その際、施設の評価基準を確立し公開していくこと、事故の報告・分析・公開のシステムを入れていくことが必要と考えている。

清原委員（三鷹市長）

- 1点目は、各基準等について、現行の認定こども園・保育所・幼稚園が円滑に新制度に移行することのできる柔軟な現実的基準と、質の担保を目的として新たに認定する基準との二元化をするのか。また、過渡的なものとして期間を区切って定める基準を設定するのか。
- 2点目は、東京の認証保育所や横浜の取り組みなど、いわゆる都市部において、多様な担い手によって待機児の問題が解消されてきた経過がある。児童数が減少して、保育園・幼稚園・こども園の経営が困難な地域では、地域的な特性によると思うし、市町村が柔軟に条例で検討できるとはなっているが、そうした地域の実情に応じた子ども・子育て支援を、多様な担い手と公平・平等にしていく際に、従うべき基準と柔軟に地域で対応していく基準との仕分けを一定程度しておく必要がある。
- 3点目は、量の拡充とともに、質の向上が必要であり、教育・保育の資格をもった人材の育成が重要である。能力の向上といった人材の質についての取り組みについて、どのように基準上定めていくのか確認したい。養成のみならず、潜在保育士があらためて活躍していくための研修や資格認定も含めて方向性を教えていただきたい。

古渡委員（特定非営利活動法人全国認定こども園協会副代表理事）

- 資料6の5ページにある、現行の認定こども園の基準のうち全国一律の従うべき基準について、（3歳以上児に対する教育と保育の実施をする）併設型と、（3歳未満からの一貫した教育・保育を実施する）接続型とあるが、今後一本化していく必要があると考えている。
- 職員配置という観点から、実際のところ保育所部分は8時間から13時間程度開所している。きめ細やかな基準の仕組みが必要である。

- 資料7の7ページ、3. その他の留意事項にある「3歳未満児を対象とする地域型保育事業に関する連携（バックアップ）施設の確保」については、新幼保連携型認定こども園の機能として、今後位置づけが必要となると思われる。

山口委員（一般社団法人日本こども育成協議会副会長）

- 労働基準法上労働時間が6時間を超える場合、1時間の休憩時間を労働時間の間に与えなければならないとされているが、居宅訪問型事業において1人で訪問する場合、子どもから離れて休憩することは現実的ではない。
- どのような取扱いを想定しているのか、厚生労働省に確認したい。

鈴木委員（NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長）

- 資料7の6ページ、検討に当たって考えられる視点のなかで、「規模が小さい点について、どう考えていくか」とあるが、待機児童が増え、第一希望の保育所に入れず小規模保育・家庭的保育に入る子どもが増えている。
- 規模が小さくても、どの保育施設でも同じように質が保障されていることが大事であり、家庭的保育の基準が下げられることのないようにお願いしたい。

菅家委員（日本労働組合総連合会副事務局長）

- 資料6の1ページ3つ目のマル、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成24年3月少子化対策会議決定）は、今後の議論の前提と考えてよいのか。特に、職員配置基準の引上げ等を検討するとされており、これを前提とするのかどうか確認したい。
- 今後の検討に当たっては「幼稚園・保育所等の経営実態調査」は極めて重要と考えている。結果がいつ提示されるのか、調査において何が明らかになるのか、教えていただきたい。

秋田委員（東京大学大学院教育学研究科教授）

- 保育の質を確保すると同時に、一番大事なことは、どのような施設であってもいざという時に子どもの命を守ること。
- 幼稚園では耐火基準は全国一律の基準だが、保育所では従うべき基準であり、今後どうすべきかと考える際に、最低限同じ内容とすべき基準と、市町村が参酌すべき基準が出てくるべきだと思うので、一度整理をしていただき、施設形態は違っても最低限一律とすべき、命を守るための基準というものをお示しいただきたい。
- 保育の量的拡大とともに質を向上させるカギは職員である。幼稚園教諭、保育教諭、保育士、家庭的保育者、それぞれにおける研修というものは、その基準やあり方が市町村に委ねられ、ばらばらになっている。
- 今後どの子にも良質な保育を提供していくためには、専門家の基準をどのように体系立てて考えていくか、枠組みとともに議論されていくことが必要ではないか。

蛭名幼児教育課長

- 基準のありようとして、現在既に運営されている施設と、まったく新しく参入する施設の基準をどのように考えるのかということについて。本日資料を用意した前提としては、新しい幼保連携型認定こども園に何を求めるのかということをも十分ご議論いただいたうえで、既存の施設については、これまでの運営実態に照らしてどれくらいの軽減策を講じるか、ということ。
- 経営実態調査について、資料6の10ページに調査の概要を付している。たとえば、今後、公定価格について議論に際しては、どういった活動がどれだけのコスト（人員配置・給与水準等）をかけて行われているのか分析していきたいと考えている。
- そのほか調査項目が幅広く、分析に時間を要している。今年度中に多くのことを議論していただく必要があるので、できるだけ早く集計・分析、そして議論に資する形でご提示したいと考えている。

橋本保育課長

- 清原委員の、地域の実情を十分踏まえた基準とすべきとのご意見について、現在、ご指摘のとおり様々な地方単独事業が行われている実態がある。都市部の地方単独事業からの移行という側面、あるいは現在の過疎地域におけるへき地保育所をはじめとする子どもの数が減少している地域の実情をふまえたご議論を活かしていただいて、今後の基準の議論に反映していただきたいと考えている。
- 山口委員の、居宅訪問型保育の休憩時間の考え方のご質問について、恐らくは現在の事業形態に、長時間継続して関わるサービスがあまり多くみられないのではないかと思うが、今後地域型保育給付として位置付けられて普及していくことを考慮した場合に、労働関連法規を意識した基準の中身を議論いただければと思う。
- 秋田委員から、防火・耐火基準についてご質問いただいた。あらためて資料は用意するが、本日の資料のなかでは、資料6の14ページに簡略のものを提示している。保育所と幼稚園でどのように異なるのか、詳細については今後資料としてお示ししたい。
- また、秋田委員からご指摘の「研修」についても、大変重要な論点であると認識している。様々な研修機会があるように見えて体系化されていないというご意見もある。今後部会等において公定価格についてご議論いただく際においても、より長期間働き甲斐をもって働けるような処遇環境を併せてご議論いただくべきと思っており、研修についてできるだけ体系化を図っていくという方向でご議論いただければと思っている。

渡邊委員（聖籠町長）

- 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準は、資料6に示されているように、現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とすべきと考えている。
- 職員配置基準（学級編成基準）の引き上げ等の検討に際しては、現場の実態に即した基準として考えていくべき。例えば、現行法では、幼稚園1学級あたり35人以下となっているが、私の地域では現場からの要望で、30人程度となっているのが実際である。

こうした実情をふまえた柔軟な基準で対応すべき。

- 地域型保育事業の認可基準については、できるだけ現行の認可基準を踏襲するとともに、町村では人口規模も含めて複雑な環境下にあるため、全国一律ではなく、地域の実情に配慮した柔軟な基準とすることで、それぞれのエリアで運用しやすいものとなると考える。

宮下委員（公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長）

- 幼稚園の現場で見ていると、子どもの遊びは保育室から外での遊びに繋がっていることが多々あり、園庭・運動場が保育室に隣接していることはとても大事なことである。これから設置基準を考える際に、運動場の配置状況などきちんと討議をしたうえで考えていただきたい。

北條委員（全日本私立幼稚園連合会副会長）

- 新しい仕組みが現在よりも良いものになるということが確かであれば喜んで賛成するが、率直に申しあげて疑問である。
- 新幼保連携型認定こども園は、幼稚園でもない、保育園でもない、第3の施設であり、従来の二元体制が三元化され、より複雑な仕組みとなる。
- また、既存の施設からの移行を考える場合に、私立保育所については現行通り市町村が委託費を支払い利用者から負担を徴収するため、私立保育所からは移行しないと考ええる。そうすると私立幼稚園からの移行が中心となるが、大問題は現在学校教育法第1条に規定されている私立幼稚園が、その法的地位を失うということ。その法的地位を捨てて新幼保連携型認定こども園に移行するところはほとんど出てこないと思う。
- 逆に、現在の幼保連携型認定こども園から、「新しい仕組みになるなら幼稚園と保育所の認可に戻してくれ」という動きが続出するものと考えている。この問題は慎重に取り扱ってほしい。
- 一方で、地域型保育事業について4項目が挙げられている。この4項目の充実は国民の期待が大きいところであり、しっかりとこちらを先にやるべきだと思う。
- 認定こども園には現行の認定こども園法が既にあり、これを上手に運用すれば国民に迷惑を及ぼすこともないのであるから、慎重な議論をお願いしたい。
- 1点質問。資料7の1ページにある基本制度とは何を指しているのか。

橋本保育課長

- 基本制度とは、平成24年3月2日に少子化対策会議において決定された「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を指している。

（4）公定価格・利用者負担について

【資料説明】

蛭名幼児教育課長

- （資料8について説明）

※資料8(3～7ページ)より抜粋「新制度の公定価格・利用者負担の設定について」

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を得た施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(公定価格)から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」(利用者負担額)を控除した額とされる。(子ども子育て支援法27条、29条等)

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」 ※この基本構造は委託費も同様。

- このうち、公定価格については、今後、当部会における議論や経営実態調査による費用の実態把握等を踏まえて設定していく必要がある。

2. 公定価格

・給付費等の種類と基本的な考え方

①給付費等の種類

- 給付費等については、教育、保育を提供する施設・事業類型、各認定区分に応じて、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費を設定していくことが必要となる。

【参考】認定区分

1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども

2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

- その上で、2号認定子ども、3号認定子どもについては、「保育の必要量」において2区分(長時間、短時間)を設け、これに対応する公定価格を設定することが必要。

【参考】保育の必要量

長時間：主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間開所時間に相当。

短時間：主にパートタイムの就労を想定

②公定価格の設定の基本的考え方

i) 価格設定

- 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
- 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。
- 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の単価設定を行う。
※休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
- 施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても算定する。

ii) 支払い方法

- 各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

3. 利用者負担

(1) 利用者負担の構造

- 利用者負担の額は、「政令で定める額」を限度として、支給認定保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、となっている。(子ども・子育て支援法27条3項2号、29条3項2号等)

(2) 利用者負担の基本的な考え方

- 新制度における利用者負担は、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定めることとされており、「基本制度」では、以下の考え方を基本に設定することとされている。

i) 基本構造

- ・所得階層区分ごと、保育の必要性の認定の有無、認定時間(利用時間)の長短の区分ごとに定額の負担を設定する。

ii) 保育の必要性の認定を受けた子どもの場合

- ・現行の保育制度の利用者負担の水準を基本に、所得階層区分ごと、認定時間(利用時間)の長短の区分ごとに定額(月額)の負担を設定する。
- ・満3歳以上児については、現行、一定階層以上の利用者には保育単価限度以上の負担を求めていることや、保育の必要性の認定を受けない子どもに係る利用者負担の在り方との整合性を考慮し、一定階層以上については一律の負担とする。
- ・新制度の実施主体である市町村の事務簡素化を図るため、所得階層区分は市町村民税額を基に行う。※ 現在の保育所に係る利用者負担は、所得税額を基に設定。
- ・同一世帯の複数の子どもが保育等を利用する場合、現行制度と同様の多子軽減措置を導入する。
- ・家庭的保育、小規模保育等の多様な保育に係る利用者負担についても、同様の整理を基本とする。

iii) 保育の必要性の認定を受けない子どもの場合

- ・現行の幼稚園制度の利用者負担の水準を基本とする。なお、一定の要件の下で上乗せ徴収を認める。
- ・その上で、長時間利用の子ども利用者負担の考え方との関係については、引き続き整理する。

(5) 地域子ども・子育て支援事業について

【資料説明】

黒田少子化対策企画室長

- (資料9について説明)

※資料9(1ページ)より抜粋「地域子ども・子育て支援事業の概要」

- ① 利用者支援(新規)
- ② 地域子育て支援拠点事業

- ③ 妊婦健診
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

- ①～⑬までが、子ども・子育て支援法に法定された、支援事業のメニュー。
- ①・⑫・⑬が新たに法定化された事業であり、そのほかは既存の事業である。
- 13の事業のうち、①～⑧は全ての家庭に向けてのもの、⑨～⑪は両親とも働いている家庭に向けてのもの、⑫・⑬は給付を補完するための事業という整理。

【(4)(5)に関する質疑応答及び意見】

尾崎委員（高知県知事）

- 地域子ども・子育て支援事業は、非常に有用な事業である。ぜひ、必要な支援を各地に行き届かせることができるよう、財政支援も含め柔軟に適用されるよう制度設計を望みたい。
- 2点目は全体を通しての話であるが、子育てに必要な対応施策は地域によって多様である。地域の実情にあった柔軟な対応ができるよう、幅をもたせた制度設計をお願いしたい。
- 最後に経営実態調査について、結果について平均値でもって議論をせず、統計分布で生じるばらつきの部分を大事にしていきたい。なぜばらつきが生じたのか、その背後にどういう事情があるのか、その事情に沿って考えればどういう基準であるべきか、ということが出てくると思う。実態調査の処理の仕方に留意いただきたい。

橘原委員（全国私立保育園連盟副会長）

- 資料8の9ページ、2号認定子どもの利用者変更のイメージについて、なぜ階層区分を市町村民税額を基に設定することとしたのか。また、現行の階層区分⑥～⑧をなぜ一本化したのか、お聞かせいただきたい。
- 市町村民税を基として実施した場合に、各地方自治体間で子どもの育ちに係る経費について格差が生じるのではないかと考えるがどうか。
- 市町村民税を確定するのは6月頃で、保育料を設定するのは4月。期間がずれていることについてはどのように考えるのか。

佐藤委員（全国保育協議会副会長）

- 資料8の5ページ、保育の必要量について、長時間は現行の11時間開所時間に相当とあるが、短時間についてはこの部会で論点として議論するのか否か。現行の保育制度では、運営費は8時間／日・22日／月として計算している。短時間はそれに相当するものと理解したいと思うが、短時間についてこの部会で議論しないのか。これは利用料と密接に関係してくるものと思う。
- 資料8の7ページ、保育の必要性の認定を受けない子どもの場合、「なお一定の要件のもとで上乗せ徴収を認める」とある。これは、保育の必要性の認定を受けた子どもの場合、一定の要件のもとでの上乗せ徴収を認めないという理解でよいのか否か。
- 地域子ども・子育て支援事業のなかで、新たに利用者支援が設けられたとの説明があったが、事前に色々なワーキングのなかでは子どもにしっかり保育が届くためには、子育て支援コーディネーターの配置を検討するとしていたが、子育て支援はこれに該当すると理解してよいのか。以上3点質問する。

溜川委員（全国認定こども園連絡協議会会長）

- 平成18年度の認定こども園法の施行以来、認定こども園を実施してきた。これまでの間、数々の要望や意見を政府等に提出してきた。後程、委員各位に事務局より配布いただきたい。
- 質問は、施設の定員の構造について。1施設に着目した場合、1～3号の受け入れの枠をどのように考えるのか。
- そのほかにもあるが、別途、文書でまとめて提出する。

渡邊委員（聖籠町長）

- 公定価格と利用者負担に関して確認と質問。
- 昨年総選挙の自民党の公約の一つに、幼児教育・保育の義務化をうたっていたように思う。義務化は無償化に他ならないわけで、そうなった場合の公定価格・保護者負担のあり方との関連が懸念される。今、新法に基づく制度について議論しているが、これとの整合が取れるのか。議論が保障・担保されるのか。今の政府内の進捗について確認できればと思う。

橋本保育課長

- 橘原委員からのご質問について。資料8の7ページ、「新制度の実施主体である市町村の事務簡素化を図るため、所得階層区分は市町村民税額を基に行う」というのが、基本制度をまとめた時の考え方。
- 市町村によって、地方税法の範囲のなかで一定の税制の違いが生じる余地はあろうかと思うが、総合的にご判断いただいたうえで、最終的に利用者負担額を市町村でそれぞれ定めていただく。
- 比較的高額所得の階層について一本化されていることについては、「満3歳以上児については、現行、一定階層以上の利用者には保育単価限度以上の負担を求めているこ

とや、保育の必要性の認定を受けない子どもに係る利用者負担の在り方との整合性を考慮し、一定階層以上については一様の負担とする」という整理がなされている。

- 資料8の9ページ、現行の第7階層、第8階層の基準の適用は実際にはほとんどないことから、第6階層に一本化しているもの。
- 佐藤委員からの保育の必要量に関する質問について、そもそも保育の必要性の認定基準については、親会議の審議事項としている。まずは親会議で議論いただき、その関連のなかで、公定価格・利用者負担等についてこの部会でも議論いただければと思う。
- 上乘せ徴収について、保育の必要性の認定を受けた子どもの場合も一定の上乗せ徴収はある。基本制度のなかでの考え方でいけば、上乘せ徴収は大きく実費徴収と実費徴収以外にわかれる。実費徴収は、全ての施設について、国で定める一定の基準額のなかで行うことが許容される。実費徴収以外の上乗せ徴収については、当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する場合に限ってこれを認めるという取扱いになっている。

黒田少子化対策企画室長

- 佐藤委員からの利用者支援に関する質問について、機能的には概ね子育て支援コーディネーターに相当するものと考えている。
- 国会審議の過程でその機能が重要とされ法律に書き込まれた経緯があり、法定化された条文に則してこれまでの議論を念頭に置きながら肉付けをしていくことが必要と考えている。

蛭名幼児教育課長

- 事実関係についてのみであるが、幼児教育・保育の義務化については公約にはでていなかった。どこかの場所での議論のものかと思うが、現時点の状況含め、事務方ではよくわからないという状況である。

無藤部会長

- 具体的な論点の討議は次回以降とさせていただく。質問その他は随時事務局にお寄せいただきたい。部会で資料の配布を希望される場合はその旨事務局まで。

以上

第 57 回全国保育研究大会ブロック別分科会意見発表者割当

全国大会カテゴリー	都県市名	意見発表者名
第 2 分科会 配慮を必要とする子どもや家庭への支援に向けて	山梨県	渡辺美恵子、渡辺規子
第 3 分科会 保育者の資質向上を図る	東京都	浅村都子、山本恵理子
第 4 分科会 地域の子育て家庭への支援の充実にむけて	横浜市	野谷ゆかり、奥山幸子、清水径
第 5 分科会 家庭や地域との連携による食育の推進	新潟県	小俣真理子、佐藤百合子
第 6 分科会 子どものより良い育ちにむけた関係機関とのネットワーク	川崎市	杉山僚子、大谷里美
第 8 分科会 公立保育所の使命と地域社会での役割	千葉県	秋葉三千代

平成 25 年 7 月 22 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

事 務 局 長

(公 印 略)

平成 25 年度「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成の募集について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、平成 25 年度の「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を募集することになりました。

この研究助成は、故 植山つる氏（元淑徳大学名誉教授）からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、昭和 53 年度に「植山研究奨励基金」を発足し研究助成事業を行ってまいりました。さらに平成元年度からは、児童福祉施設に働く保育士ならびに指導員等職員に対象を拡大し、「植山つる児童福祉研究奨励基金」と名称を改め、広く研究活動の奨励を図っております。

つきましては、今年度も別紙要項により研究助成の募集をいたしますので、都道府県・市内関係者への周知をお願いいたしますとともに、多数のご応募をお願い申し上げます。

記

1. 事業名 「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成
2. 事業内容 別紙募集要項参照
3. 申込方法 別紙申請書に所定の事項を記入のうえ、下記宛に送付してください。
4. 申込締切 平成 25 年 9 月 6 日（金）必着
5. 注意事項 基金の主旨により、施設長は申請者にはなれませんのでご注意ください。
ただし、共同研究者とすることは可能です。

6. 送付先 全国社会福祉協議会 児童福祉部（担当：有重・今井）
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

Tel. 03-3581-6503 / Fax. 03-3581-6509

E-mail: ueyama-turu-fund@shakyo.or.jp

平成25年度
植山つる児童福祉研究奨励基金
募集要項

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1. 趣旨

児童福祉の実践処遇の仕事に情熱をもやし、自らの技術と専門性を高めるために積極的に研究活動に励む保育士等職員の研究活動を奨励するために、研究費の一部を助成する(研究期間は1年間とする)。

2. 対象

研究A(自主研究)

- ・ 児童福祉施設に働く職員。(個人・施設・グループ・団体)
- ・ 児童福祉に関する自主研究。

研究B(専門研究)

- ・ 児童福祉施設に働く職員。(施設・グループ・団体)
- ・ 児童福祉に関する自主研究であり、すでに基礎的な研究を終了し、さらに成果を発展させるための共同研究であること。ただし、学識者の協力を条件とする。

※個人を除く。また、今年度内に、同じ研究テーマで、他の研究助成の対象となっている場合も除く。

3. 助成金額

研究A(自主研究) 各研究助成額は20万円以内。

年間助成総額100万円の予算において、若干名に助成。

研究B(専門研究) 研究助成額は100万円以内。年間1件のみの助成。

4. 申請方法

助成希望者は、当基金所定の申請書(P.9～)に必要事項を記入の上、下記の植山つる児童福祉研究奨励基金・事務局宛に提出。

5. 申込み締め切り

平成 25 年 9 月 6 日(金) 必着

6. 研究報告

助成対象となった研究は、その研究成果の報告を所定の様式に記入の上、植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会に提出する。その他、成果物等があれば添付すること。その成果については、各種別協議会の大会・研修会、また機関紙等で発表の場を設ける。

7. 研究報告書の提出締め切り

平成 26 年 8 月 29 日(金) 必着

8. 申込み先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部
植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
Tel. 03-3581-6503 / Fax. 03-3581-6509

9. 選考について

植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会において選考・決定し、選考結果は平成 25 年 10 月末に申請者宛に通知する。

《運営委員》(敬称略)

- | | | |
|-----|---------|----------------------|
| 委員長 | ・ 柏女 霊峰 | (淑徳大学 教授) |
| | ・ 森田 昌伸 | (全国保育協議会 副会長) |
| | ・ 福田 明美 | (全国保育士会 副会長) |
| | ・ 吉田 隆三 | (全国児童養護施設協議会 副会長) |
| | ・ 都留 和光 | (全国乳児福祉協議会 制度対策研究委員) |
| | ・ 菅田 賢治 | (全国母子生活支援施設協議会 副会長) |
| | ・ 渋谷 篤男 | (全国社会福祉協議会 事務局長) |

10. 著作権について

研究論文の著作権は、著者(研究者)に帰属する。ただし、研究論文集等作成する際の編集出版権および複製権は、全国社会福祉協議会が持つものとする。